

第 4 回 座間味村議会定例会

第 1 日 目

12 月 16 日

平成23年第4回座間味村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年12月16日			
招 集 場 所	座間味村議会議場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	平成23年12月16日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	平成23年12月16日 午後3時30分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	大 城 晃	6 番	宮 里 清之助
	2 番	金 城 勝 英	7 番	宮 里 祐 司
	3 番	金 城 善 昇	8 番	中 村 秀 克
	5 番	金 城 弘 昭		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	5 番	金 城 弘 昭	6 番	宮 里 清之助
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	宮 城 武	臨 時 書 記	
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	村 長	宮 里 哲	産 業 振 興 課 長	金 城 英 幸
	教 育 長	仲 地 勇	産 業 振 興 課 参 事	宮 平 優
	政 策 調 整 監	垣 花 健	会 計 課 長	金 城 英 隆
	総 務 課 長	大 城 直 人	教 育 課 長	宮 村 英 美
	住 民 課 長	宮 平 真由美		
	公 営 企 業 課 長	野 崎 康		

平成23年第4回座間味村議会定例会議事日程（第1号）

（平成23年12月16日午前10時00分開会）

日 程	議 案 番 号	件 名
1		諸般の報告
2		行政報告
3		会議録署名議員の指名
4		会期の決定
5		一般質問
6		提出議案の説明について（議案第38号～議案第40号まで）
7	議 案 第 3 8 号	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定について
8	議 案 第 3 9 号	座間味村課設置条例の全部を改正する条例について
9	議 案 第 4 0 号	座間味村行政機関設置条例の一部を改正する条例について
10		提出議案の説明について（議案第41号～議案第47号まで）
11	議 案 第 4 1 号	平成23年度座間味村一般会計補正予算について
12	議 案 第 4 2 号	平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算について
13	議 案 第 4 3 号	平成23年度座間味村下水道事業特別会計補正予算について
14	議 案 第 4 4 号	平成23年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算について
15	議 案 第 4 5 号	平成23年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算について
16	議 案 第 4 6 号	平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算について
17	議 案 第 4 7 号	平成23年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算について
18	発 議 第 1 2 号	消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書について
19	発 議 第 1 3 号	田中聡前沖縄防衛局長の発言に抗議し、環境影響評価書の提出の断念を求める抗議決議

○ 議長（中村秀克）

ただいまから平成23年第4回座間味村議会定例会を開会いたします。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1．諸般の報告を行います。

諸般の報告については、お手元にお配りしたとおりであります。朗読は省略いたします。

諸 般 の 報 告

平成23年9月23日～12月16日

10月13日	世界ウチナーンチュ大会開会式（沖縄セルラースタジアム）
10月18日	第1回臨時議会
10月19日	県教育庁と南部離島町村長議長との意見交換会（自治会館）
10月20日	南部離島町村長議長連絡協議会（渡嘉敷村）
10月21日	南部市町村議会議長会（自治会館）
10月24日	町村議会議長会総会（自治会館） 町村副議長研修会（自治会館）
10月25日	町村議会議員研修（パシフィックホテル沖縄）
10月29日	村民運動会（阿嘉校）
11月 9日	第2回臨時議会
11月15日	離島振興議会議長全国大会（グランドアーク半蔵門）
11月16日	町村議会議長全国大会（NHKホール） 県町村議会議長・局長研修会（全国町村議会議員会館）
11月17日	東日本被災地視察（宮城県南三陸町・南松島町）
11月24日	第3回臨時議会
11月25日	離島フェア2011開会式（沖縄セルラーパーク那覇）
11月28日	監査委員研修会（サザンプラザ海邦）
11月29日	議会広報研修会（サザンプラザ海邦）
12月 1日	糸満市市制40周年記念式典
12月 3日	ナハマラソン開会式
12月12日	全員協議会
12月16日	第4回定例議会

日程第2．行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

おはようございます。きょう一日、またよろしく願いいたします。平成23年第4回座間味村議会12月定例会行政報告。平成23年第3回座間味村議会9月定例会、9月23日以降の主な事項について行政報告をいたします。お手元にお配りしているとおりでございますので、よろしく願いいたします。

行政報告

平成23年12月16日

平成23年	9月23日	座間味区海御願
	24日	慶留間校運動会
	26日	離海振IMO船舶エンジン3次規制研修
	27日	離海振IMOエンジン3次規制視察研修(海洋博公園)
	28日	海想 森社長意見交換
	〃	町村会主催 那覇港管理組合への要請活動
	〃	円心教主催平和式典(村長挨拶政策調整監代読)
	29日	比嘉那覇警察署長表敬
10月	1日	南風原公民館落成記念式典
10月	3日	日露交歓コンサート(座間味校)
	4日	日露交歓コンサート学校訪問(阿嘉校)
	6日	公営企業アドバイザー表敬
	7日	沖縄防衛局 防衛白書説明
	9日	阿佐地区海神祭
	11日	NTT新任伊良波部長表敬・ユビキタス関連機器贈呈式
	12日	第5回世界のウチナーンチュ大会知事招宴
	13日	(株)RAM SPORTS 渡辺社長、ジョニー黒木氏等表敬
	15日	茨城県立土浦第三高校入村式
	16日	茨城県立下館第二高校入村式
	17日	第1回南部広域市町村圏事務組合理事会
	〃	ラムサール会議
	18日	第1回座間味村議会臨時会
	19日	県スポーツコンベンション振興協議会総会
	〃	県教育庁と南部離島町村との意見交換会
	20日	県民フォーラム パネリスト打ち合わせ
	21日	九州治水大会
	22日	朝日新聞社財政健全化取材
	23日	茨城県立取手松陽高校入村式
	26日	沖縄電力研究開発部 意見交換会
	〃	東日本大震災義援金 県への贈呈
	〃	縣市町村課長意見交換
	〃	那覇市長意見交換
	〃	神奈川県立鎌倉高校入村式
	27日	(財)沖縄こども未来ゾーン運営財団表敬
	〃	DOR39 花岡事務局長表敬
	29日	第33回村民大運動会
	30日	千葉県立佐倉南高校入村式
	31日	宇崎上席運航労務監理官村長面談

11月	3日	沖縄県功労者表彰式典及び祝賀会
	4日	新たな沖縄づくりを考える県民フォーラム（パネリスト）
	5日	座間味島ファン感謝月間
	6日	サンゴ観察ツアー来村
	〃	金城信盛さんトーチ（米寿）祝い
	〃	金城幸善先生面談
	7日	アイランダーズネット10周年報告
	9日	第2回座間味村議会臨時会
	〃	神奈川県立大船高校入村式
	〃	平良朝敬観光功労大臣表彰祝賀会
10日		南部広域市町村長協議会
	〃	那覇市長と近海離島4村長意見交換会
	〃	離島ビジネスプラットフォーム検討委員会
	〃	南部振興会評議委員会（自治会館）
	〃	南部市町村会定例総会
	〃	沖縄防衛局と南部市町村との意見交換会
11日		埼玉県青年議員連合意見交換・視察
	〃	OCVB 安里繁信会長来村
	〃	商工会10周年記念式典・講演会・祝賀会
12日		中国映画誘致座間味村視察
13日		豊かな海づくりフェスタ2011 in 糸満
15日		村老人福祉計画策定委員会委嘱状交付
	〃	千葉県立習志野高校入村式
16日		離島振興協議会総会
	〃	過疎地域振興協議会総会
17日		自治研修所にて講師
18日		西銘順治先生を偲ぶ会
20日		阿嘉老人クラブ忘年会
21日		離島海運振興株式会社取締役会
22日		桃原農政企画統括監・流通政策課長表敬
24日		RAM渡辺さん表敬
	〃	第3回座間味村議会臨時会
25日		離島フェア
	〃	第3回消防広域化推進協議会
27日		神奈川県慰霊祭
28日		町村会定期総会
	〃	地域振興対策協議会定期総会
30日		全国町村長大会
12月	1日	簡易水道整備促進全国大会
	〃	全国観光地所在町村協議会総会

12月	2日	沖縄観光コンベンションビューロー事務調整
	3日	ナハマラソン開会式・レセプション
	4日	ナハマラソンスタートセレモニー
	6日	ホエールウォッチングフェスタ協賛企業挨拶まわり
	7日	ホエールウォッチングフェスタ協賛企業挨拶まわり
	〃	郵便局(株)沖縄支社長表敬
13日		「旅サラダ」テレビ撮影 梅宮辰夫氏表敬

以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第3．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、5番 金城弘昭議員及び6番 宮里清之助議員を指名いたします。

日程第4．会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第5．一般質問を行います。

通告順に発言を許します。質問者・答弁者は簡潔に1時間以内でお願いいたします。1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

おはようございます。トップバッターで、一般質問をさせていただきます。通告書にあるとおり、私の一般質問1つ目は、景観形成の促進について。2つ目に観光推進について。観光推進については、①観光案内所について。それから②イベント（スポーツ観光）についてという質問です。まず1つ目の景観形成について、我が村の財産は、何と言ってもその美しい景観にあると思います。したがって、2つ目の観光推進についてと大きく結びつく質問内容としております。

それでは質問の要旨。本村の各島が持つ、良好な景観形成を促進するため、三つ、四つぐらいテーマをつくってみました。「自然環境の保全・育成」、「歴史・文化的景観の保全と継承」、「生活景観の保全・育成」、「交流促進のための施設・空間における景観づくりの推進」など。住民・事業者・行政が協働で景観計画から景観形成条例の策定までを取り組んではいかがですか。考えを伺いたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

お答えします。景観形成に関して県とも情報交換をしまして、情報を取り入れております。まず、渡名喜村と竹富町が赤瓦であったり、フクギ並木、そして白浜の道があります。重要伝統的建造物群保存地区に指定されております。そこで、景観形成についても取り組みをされていると聞いています。さらに渡名喜村にも確認いたしました。特別調整費を活用しまして平成21年から3カ年ぐらいで600万円ぐらいの調査費を計上しまして、集落だけにとどまらず、港地区、山林地区、イノー地区という4つのゾーンを設定して、今年度、計画の委託料の成果が上ると聞いております。本村においても渡名喜村に劣らない美しい景観が

ございます。特に美しい白浜やサンゴで遊泳できる古座間味ビーチ、ニシ浜ビーチ、そういうものを初め、並木道の林道、阿嘉大橋とマリンプルーの風景。白浜を有する無人島など、枚挙にいとまがないと思います。身近な離島村で景観形成がこのように取り組まれておりますので、情報収集を徹底して研究をしてまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

もう少し台本を読み上げましょうね。本村では復帰以降、村民の生活向上や観光推進の促進のため、インフラ整備に力を注ぎ地域全体の調和美観を軽視した建物や護岸などの建築物や構造物が建てられ、集落や自然景観との調和・バランスが失われつつあります。これは決して否定しているわけじゃないのですが、また、ある集落では昔からのフクギが減少し、海岸では近代的なコンクリートの建築物が目立ち、さらに座間味の集落では屋外広告の反乱などにより、観光客からは景観に対する秩序が疑われています。

1つ目に、ここに写真を持ってきたのですが、これは座間味の東側。村長の家の角。ちょうど真ん中には学校の子供たちが書いた「こんにちは、この一言が気持ちいい」の周りにいろいろな張り紙がされていて、数えたら10枚ぐらいあります。そして、そして、座間味の東側の入り口。なんとこここの30メートル近くには公共掲示板があるんです。あの「なぎさ」の隣に。ここも10枚ぐらい、所狭しと張られています。もう一つ、これは105スーパーの前。この場所から50メートルほど離れて学校の正門があり、そして50メートル近くに公共掲示板があります。これを見て、私はなぜ写真を撮ったかということ、別に誰かの足を引っ張ろうとは思っていません。観光客から言われたのです。こういうのにはマナーがないんですか、ルールがないんですか。それから、港から集落に入ってくると大きく「ゴーゴートーヘーク」とかいてあるシロアリ駆除の真っ赤な看板が貼られています。壁に張られているんです。そういった類のものを、私も含めてです。住民や行政、事業者のレベルが疑われるということで、話を聞いたもので、今回の質問に取り上げています。総務課長が立派な答弁をしたんですけれども、その手続の中で景観行政団体というのがあるんです。景観行政団体は沖縄県ではちょっと調べた限りで…、ここで、景観行政団体とはということから説明しましょう。平成16年に公布されております景観法では。景観づくりの担い手として、景観行政団体を位置づけています。都道府県、政令指定都市、中核市のほか、その他の市町村は知事と協議し、知事の同意により景観行政団体となることができます。景観法は景観行政団体が景観計画を定め、これに基づいて各種政策を展開することにより実効性を発揮します。県内で一番最初の平成18年1月の石垣市から平成23年3月の宜野座村まで。12の県内には景観行政団体があります。先ほど説明のあった渡名喜村、それから久米島町もこの中に入っております。そこで、先ほど言ったように、景観計画を住民、事業者、行政が協働で策定して、さらに条例という形になっているのですね。昨日もタイムス、新報両紙に載っていたとおり、那覇市が離島4村のために2,000万円の新年度の予算を計上すると。それは、優れた景観を有している離島だからということで解釈できるのですね。何をやるにも、いつも金が足りないとかということで、私たちも住民に説得して歩かなければいけないのだけれども、その中で、協同で計画を策定したり条例案をつくったりするまでは、金はかからないと思うんです。むしろ、いいまちづくり、いい島づくりに向けて、それにぜひ取り組んでいてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

冒頭ありました広告物ですね。私も多少、見苦しい。でも反面、村民への情報の伝達が一番効果的とも聞

いているので、この辺は秩序あるルールづくりができないか悩んでいるところです。そして、景観計画の策定、団体への指定ですけれども、確かに金を使わずに手づくりでやらないこともないとは思いますが、今、特別調整費が平成24年度まで。そして一括交付金を県としては検討していると言っておりますので、有効な効率のいい予算があるのであれば、県との連携もとりながら、そういうものの活用も考えていきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ぜひ、子供たちまで巻き込んだ、将来に向けての景観形成計画から取り組んでいきたいと思っております。

次の質問に入ります。観光推進について。これは先ほどから言いましたとおり、二つ、三つ、四つぐらいあり、2つ目についてはまたさらに2つと。まずは観光推進について。1つ目、観光案内所について。村観光案内所は、村観光案内の拠点として、また、座間味村観光の情報発信の役割として、本村の主要産業である観光推進に欠かせないと思っておりますが、現在の観光案内所の存在・運営が、今年度までと聞いております。来年度以降の観光案内所の存在・運営について考えを伺いたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問にお答えいたします。観光案内所は、本村の観光窓口として大きな役割を持っております。平成23年度まで、沖縄県雇用再生特別事業補助金を受け座間味村商工会へ観光総合支援事業として委託・運営を行っております。このような事業は本年度までとなっております。御質問の来年度以降の観光案内所の運営については、観光関連事業者から観光協会、これは仮称なんですけど、設立についての意見、相談があり、現在、村として関係機関と協議をしている段階であります。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

私も一度、ターミナルの広場で呼ばれて意見交換会みたいなものに参加しましたがけれども、その後に何度か会議を持たれたんですか。それとも、その会議の名称とか正式名はあるのでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

会議の名称はないんですが、その後に先ほどもお話しました関連業者との相談の後に、商工会等との意見交換等はやっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

会議の中で、その運営の形態。例えば一般財団法人にするのか、NPOにするのかということの議論で、途中で終わってしまったんです。今年度というと、あと3カ月。わずかしかなりません。私もホエールウォッチング協会にかかわっている関係で、そのホエールウォッチング協会が二、三年前から客が減少した結果、収入が追いつかないということで、協会を先々どうするかという議論を協会の中では何年度かやっております。その中で昨年、観光案内所が今年度もあるという情報を先に聞いていたので、観光案内所とをひっ

くるめて、そうすることで、年中ホエールウォッチングのPRもできるんじゃないかなということで議論したことがあります。ただ、その結果については、もちろん観光案内所が母体になるので、その動向を見ようということで、現在保留して置いたままです。ところが、ホエールウォッチング協会は23日からオープンするんです。ただ、今年度までは、このホエールウォッチングシーズンまでは自立してできる状況です。ところが、もし新しい観光案内所を設けるんだとしたら、そのホエールウォッチング協会の、いわゆる1月から3月までにオーバーラップさせて、運営を。傍らにだれか観光案内所を置いておきながら、オーバーラップさせておいたほうが、すぐ4月からぱっとバトンタッチをやるよりも、いわゆるバトンタッチと言うと、リレーゾーンみたいなのを設けて、走ったほうがいいんじゃないかということで少し懸念しているんです。先ほどの話に戻りますけれども、これは財源とか、それから一般社団法人にするのかNPOにするのか。NPOだとちょっと時間がかかります。そういったものを民間と早目に調整しないと、実は商工会もこのことを聞いたら、大変困っているんです。困惑しているんですね。そのまま投げられても困ると。自分たちの予算があるわけでも無いし、ということで話していました。さて、それではこれから3月まで、どういう動きがあるのか。そのスケジュールがあればお知らせいただきたいと。そして、もちろんそれは阿嘉の案内所も含めてです。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

これから3月までのスケジュールなんですが、法人立ち上げまでのスケジュール等は一応、工程表は組んでみたんですが、やはり4月からのスタートというのは、やはり厳しいものがありました。随時、今、座間味村には事業所、商工会やホエールウォッチング協会、ダイビング協会等ありますので、そういう方々と意見交換して、各協会が抱えている事業等、内容をきちんと把握して、そして社団法人の立ち上げに向けての事務整理等をきちんとやって、早い時期に法人の立ち上げをして、仮称ではありますが観光協会の立ち上げをしていきたいと考えています。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

一番大きいのは財源だと思うんです。どんな組織を運営するにしても、それが村からの補助金が行くのか、それとも業者が自前で独立してやるのか、そういったものも含めて、課長、さっき財団法人でいかれるのですか、それはもうほとんど決まりですか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

今現在の時点では、まだ財団法人でいくかNPOにするかはまだ決定はしておりませんが、一般の財団法人であれば資格を取るのにはそんなに時間は要しないと。NPOの場合には3カ月とか4カ月の時間を要するということですので、できれば一般財団法人のほうがいいのかというのはあります。そして、先ほどの予算の件なんですが、補助事業も平成23年度で終わるということですので、一般財源ですか、そういう形で充てて観光案内所の運営はやっていきたいという考えを持っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

これまでホエールウォッチング協会で議論していた中で、同じように財団法人にするのかNPOにするかということも含めて検討したんです。それで、ホエールウォッチング協会としては、いろいろな助成事業を得るためには、NPOがいいと。それで今年度は、ちなみにこれは情報ですけれども、今年度は環境省から100万円近く、100万円以内の調査費をいただいています。これは、これまでホエールウォッチングを見る山のポイント。ポイントの一つは座間味の北側です。ポイントすべてには付加価値があるんですね。その2カ所のポイントに担当者を送って、そこからクジラを探し、事務局に連絡して、ボートを誘導、あなたはこのポッド、あなたはこのポッドという形で配船を山からやっているんです。そういった業務に環境省が国立公園に向けてのクジラのモニタリングということで金をいただいています。助成事業が2人の人を雇うものに使えるんです。それで、NPOにすれば、そういった助成事業はもっとももっとふえるんです。それで、さっきから言っているのは財団法人なのかNPOなのか。NPOにするには、今度はNPOの寄附をした人の税の控除のための条例が村で必要になります。そうすると、寄附が集めやすい。それは1月1日、年が明けて1月1日からの寄附の行為による控除です。そういったのも整備しないといけないというのがあります。もちろん一般財団法人は、これは登記だけだから簡単なんですけれども、つくった後の運営に関してはNPO、仮称座間味村観光案内所でもいいです、観光協会でもいいです。NPOのほうが有利な面はあると思います。ちなみに、隣の村にもNPO観光協会とありますけれども、中身はわからないけど、聞いてみたらいいと思います。ということで、本当に時間がないんですね。それで、ホエールウォッチング協会は23日から窓口がオープンします。もう、あすあさってには、このしげが終わったらクジラは来ると思うんですけれども、23日からオープンします。忙しくなるから、余り関われないですよ。関わらないと逃げることはないんですけれども、昼間は全然動けなくなるので、ぜひ大急ぎでその問題に取り組んでいただきたいと思いません。ある意味ではいいチャンスだと思います。これも先ほどから話している事業者の協働、いろいろなアクティビティーの団体を取りまとめて、それを案内する総合的な情報発信の場としてはいいことだと思いますけれども、時間は3月まで。今の交付金事業でやっている賃金がなくなりますので、人件費をどう工面するか、本当に年内から着手していただきたいと思いません。

もう一つの観光推進について。これはイベント。イベントと言っても各スポーツ観光についてということで伺います。他自治体や観光関連団体においては、スポーツやイベントを観光資源として生かし、スポーツやイベントと地域の観光とを組み合わせた観光客誘致を図っております。

地域における経済効果はもちろん、スポーツは感動を生み、人々の交流を呼び起こし、継続性を持ち合わせ、地域の活力向上を促進するものとして、積極的に誘致を図っているとのこと。

特に、本村におけるスポーツ観光は、美しい自然環境の中で繰り広げられるイベントとして、参加者から好評を得ております。そこで伺います。2点。1つ目は、本村の今年度のイベント日程に、シーカヤックレースがありましたが、実施されたのでしょうか。2つ目、今年度実施のなかったラフウォータースイム大会の来年度の実施計画について伺いたいと思いません。以上の2点をお願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問にお答えいたします。シーカヤックレースについては、本年の10月に予定しておりましたが、協力者との調整がつかず、今年度は実施できませんでした。今後、次年度に向けて協力者と協議していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

今年度はできなくて、昨年はどうだったのでしょうか。ちなみにシーカヤックレース。

○ 議長 (中村秀克)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長 (金城英幸)

昨年度においてもレースとしては実施できなかったということです。

○ 議長 (中村秀克)

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

これで2カ年間実施していない。去年はラフウォーターの中で事故があったということで、実施できなかったというのは聞いております。結果的に2カ年間、シーカヤックレースができていない。できていないというか、参加者との都合がつかなかったということも伺っておりますけれども、いつも見直し、チェックとかありますけれども、年間のイベント日程を立てる中で、もし見込みがなければ切ってもいいんじゃないかなと思います。正直言って、イベント日程が、実際に今やっているのも公表するのが遅いのがあったり、先走って公表して集客がなかったから取りやめますという、このイベント日程が疑われるんです。信用性が。だから、これも早目に、参加者とか、協力者の意見を伺いながら、確約のとれる日程にさせていただきたいと思います。むしろそこに集中して力を入れたら、もっと誘客が図れるんじゃないかなと思います。御存じのとおり、民間はお客さんがいなくて、本当にピーピーして、大変なことになっているのです。来る年末年始も船舶課に聞くと、前代未聞、予約者数よりも空き数を聞いたほうが多いぐらいです。150とか数字が来るものだから、は一つと言ったら、いや空き数です。250とか来るものですから、マンドーシェーと言ったら、いや、これは全部空き数ですと。それぐらい前代未聞の客が鈍っています。ぜひ集中して、もっとPRをしてお客さんを呼んでいただきたいと思います。

じゃあ次、2点目のラフウォーターについてお願いします。

○ 議長 (中村秀克)

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長 (金城英幸)

ラフウォーターについてお答えをいたします。次年度のラフウォーター大会は民間主導型に変えて開催ができないか、座間味村の商工会等も今協議をしているところでございます。

○ 議長 (中村秀克)

1 番 大城 晃議員。

○ 1 番 (大城 晃議員)

これも、ですね、商工会の窓口は困惑しております。そのまま振られてもできるわけがないと。運営も自分たち商工会の事務局が負担しきれない。イベントをまとめる実行委員会の事務局を商工会窓口を持つてくるのは、ちょっと無理があるんじゃないかということで、全然進んでおりません。そこで、今まで運営・集客をしまいりましたパワースポーツの滝川から、12月8日の日に私のところにメールが届いています。「先日は突然のお電話、失礼いたしました。役場とのお話で開催の意向をお聞きし、開催したいと返事されたのでしょう。今月19日までに開催を決定していただければ、来年開催。19日までに決定しなければ再来年以降の開催を進めたいと思います。役場での打ち合わせの後、ダイビング浜さんと打ち合わせをしたのですが、役場、商工会とも開催されたい意向なのですが、役割分担がうまくいっていないようで、すり合わせが必要と感じました」。ということで、もう一つ、開催するとなると来年はあの事故のあったスイム駅伝

はお休みして、古座間味での個人種目とリレー種目を提案していきたいと。リレーというのはビーチに4名いて、行って来い、行って来いのリレーですね。駅伝は置くポイントが変わるので。ということで古座間味で個人種目とリレー種目を予定していると。これが19日までに返事が欲しいと言っているんですよ。今日は16日です。今年の予定は6月でしたか。ラフウォーター。ラフウォーターに期待をしていたんですけども、できなかったということで、民宿、それから船舶も含めて大きな痛手だったと思います。来るときにはアスリートが250名。応援団、関係者含めて100名ぐらい。そして、それが2泊、3泊と、もちろん競技を含めているいろいろなシーカヤックとか、いろいろなアクティビティーに広がるので、大変な集客効果で経済効果があります。ぜひ19日までに何とか開催を決めて、いい返事をさせていただきたいと思っておりますが、村長、いかがですか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。一つのスポーツイベントを開催するという事は、大きな意義があるとは思いますが。しかしながら、去年の事故を振り返ってみたいと思うんですが、去年の事故に関しましては、これまでのラフウォータースイムを10回弱ぐらいしてきた中では、例えばですね、今までは診療所のお医者さんに協力依頼をお願いして、診療所を行ったり来たり、いわゆる一般の村民の患者さんが休日とはいえいたりするものですから、行ったり来たりしている状況をよそからといいますか、ほかの先生を雇って、一日来ていただいて、お金を、委託料みたいなのを払ってやっていたりと。あるいはシーカヤックレースとあわせて、できるだけ多くのシーカヤッカーをつけて安全対策には万全を期して、させていただいたつもりではございました。しかしながら結果、病気でお亡くなりになったということではございましたが、事故が起こったということで、非常に行政、あるいは実行委委員会はショックを受けているところです。いろいろと検証させていただきました。また、お医者さんの話も聞いたんですが、やはりもうちょっと安全対策はしっかりしないといけないのではないかとということもありますし、ラフウォータースイムだけの単独で開催するに当たっても、村民の協力が不可欠だという大前提があるということも前々から話が出ておりましたが、なかなかその辺の協力がうまくしていただけない部分がございます。ラフウォータースイムは、これまで確実に一定数のお客さんが来て、経済効果としてはすばらしいものがあるとは思いますが、その辺の受け入れ態勢に関してはまだまだのところがございます。実際、私も実行委員長当事者として、その現場に立ち合わせ、あるいは御遺族の方との面会も含めて、相当な覚悟をしなければいけないという反面もあるということも事実だということも改めて感じたところでございます。そういう意味では、やはり民間、ここまでやってきましたので、民間のほうに主導していただくというのが大前提だというのは私の気持ちとしては変わりませんし、また、行政が全くやらないということではなくて、民間と行政でしっかりと手を組むことができるのであればやましようということで、商工会のほうにも、きのう、おとと言ったわけではなくて、この事故が起こって二、三カ月後には、要は去年の末からそういう話をさせていただいているところでございますので、ぜひその状況を御理解いただきたいと思っております。行政としては全くやる気がないということではなくて、やはり、まずは民間でやろうという気持ちが必要なのではないかと、私は今感じているところです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

スポーツイベントですから、もちろんリスクが全くないわけではないと思います。ナハマラソンでも事故が

あるぐらいですから。当然、そのリスクを回避するために一生懸命取り組まないといけない。その救助体制、監視体制にも取り組まないといけません、商工会が言っているのは、実行委員会の事務局を商工会にそのままお願いしますということでは無理があるんじゃないかと。これまでやってきた行政が、すり合わせをしながら中に入ってバトンタッチしてほしいと。そのバトンタッチ、さっきから言っているそれなんです。バトンタッチのリレーゾーンをオーバーラップしてやってくれませんか。一緒になって。それで独り立ちできれば手放してもいいんじゃないですか。それが今、途方に暮れている状態です。これだと19日、時間切れになるのではないですか。ということは、来年も期待できないということですね。19日の返事、いい返事をお待ちしております。それから最後に、先ほど那覇市との4離島村の協力体制が新聞に載っていました。大変喜ばしいことです。ぜひ、那覇市が言うには、相当の観光資源としての価値を認めているということなので、先ほどの景観形成計画、そして、これからの座間味村の特性を生かした観光イベント、観光誘致に力を入れていただきたいと思います、以上で私の一般質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで1番 大城晃議員の一般質問を終わります。

引き続き3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

おはようございます。私の一般質問は3つあり、全部、産業振興課に集中している状況になっておりますが、できるだけ村長に直接答えていただきたい部分がありますので、その辺はまたよろしくをお願いします。

一般質問第1、農林水産業の振興策についてということで、私は以前、議員をやる前は漁業組合の参事を何年かやっておりまして、参事になる前に一般職でいるときに、役場の協力をいただきまして、構造改善事業なるもので阿嘉島に製氷機及び冷凍冷蔵庫をつくりまして、それを契機に水産業の形がものすごく変わった経緯があります。この事業は平成7年に実施したものです、現在は平成二十三年で、十六年経っておりますの、やはり人間と同じように機械も年をとりますと、あちこち傷みが出まして、故障続きになっている状態であります。最近悪天候が多く海上時化により出漁日数が減り使用量が減っている為に漁自体への影響は少ないですが、天候が良く出漁できる状態であれば今はソデイカの漁期でありまして、氷が1隻の船で2トン、3トン積んでいかなければならない状態ですが、現在ある製氷機では一日1トンしか製氷できません。貯氷も3トンしかありません。ということは1隻積むともう1隻の船は半分しか積めない。それぐらいの状態です。3月からは今度はカジキ漁、マグロ漁が始まります。ということは、どんどん暑くなっていきますと、かなりの量を使うようになるんですね。ですから、今のものではとても間に合わない状態でもあります。しかし、今すぐに大きくつくれるかといえばそうではないんです。村も財政再建団体という状況になっておりますので、これを脱すれば何とかなるのではないかと考えております。それで、村の毎年出てくる予算の中には、水産業の予算がかなりあるんです。ところが、実際に本当に水産業で使われているのは一銭もないんです。全部、漁業集落排水、それがほとんどなんです。もう99%そうですね。だから、こういうものを年度立てて計画して、今後の水産業がもっともっとう、自分も本当は大きな船を買って、マグロ漁をやりたい、カジキ漁をやりたいという人が出てこれるような政策を、氷が無いので諦めてくださいはいけません、県や国と相談してですね、大きいもの、より大きいもの。今はちょうど経年劣化で替えるときに来ているので、これを製氷3トン、貯氷5トンぐらいのやつに次年度あたり計画してもらえないかなと。そうしないと、これはイベント等でも使います。はっきり言いまして。夏に各家庭に皆さんが帰ってきたときには、ものすごい量出ますよ。2トン、3トン。だから、今度は漁業者が使うのがなくなるぐらい、今なっていますので。それぐらい必要なものになっておりますので、ぜひこれを計画してもらいたい。計画してもらいたいということで、お願いということですから、今後、そういうことを真剣に県と

交渉して、国からもらえる、そういう事業が現在あるのかどうか。これも構造改善事業でつくっております。だから、同じ形のを2回続けてというのは難しいかもしれませんが、形が変わったのが絶対にあると思いますので、その辺、この間、産業振興課の参事にすぐに調べるようにとお願いはしてありますけれども、そういうのがあるのかどうか。構造改善事業と同じ形態や負担率があるのかどうか、それは調べてきたと思いますので、どうであったかお答え願います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問にお答えいたします。阿嘉漁港内の製氷冷凍施設の故障については座間味漁業協同組合より平成23年11月30日に整備要望があり、承知しております。施設の修繕については補助事業、これは産地水産業強化支援事業と言います。その補助事業を活用して施設の機器類の全体的な整備ができないか、漁業組合と緊密に相談して検討していくという考えを持っています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

その事業の場合、来年の4月からすぐ入れるのかどうか。これは国も県もそうですけれども、次年度の予算編成というのは11月までに大体終わっているはずですが、ですから、その場合に11月に出ているということは、かなり遅いかなということで、次年度の事業ではちょっと難しいのではないかと私は思います。それで、もしその場合には、早目早目に対応して県に補正予算を組んでもらうくらいの意気込みがあるのかどうか。この事業に関しては、時間的に余裕はありません。自分たちでも早く計画してやらないと、いろいろな資料を集めてすぐにやらないことにはどうにもなりませんよ、製氷所を作ったときには、当時の担当課長が一年半も二年も沖縄県に通って、何とか事業化できたこともあり、これが今の体制で本当に来年の4月でできるのか。新年度予算で組めるのかどうか。恐らく無理ではないかと私は思っております。その辺、逆に意気込みですね。何がなんでも、来年何とかしてやるんだというぐらいに、県との交渉をやるんだというぐらいの意気込みがあるかどうか。その辺をちょっとお願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問なんですが、次年度の事業要望の件なんですが、通常でしたら平成24年で整備するのであれば平成23年の5月あたりでの要望事項、そういうのを県と調整して事業を進めていくことになるんですが、今回、そういう製氷の要望が出てきたのが11月ということでしたので、4月1日スタートの平成24年度事業では厳しいのかなという思いはしますが、資料を作成して事業に臨むわけなんですが、一応今、県のほうと12月22日にアポをとって、その事業についての打ち合わせをするということで、今話を進めているところです。そういう体制は過ぎてしまって、時期的に過ぎてしまったので、県の話によりまして2月ごろまでに資料等を作成して直接、国との調整をしてみたらというような、そういう意見などは伺っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

2月に直接国と交渉ということではありますが、国と直接交渉しても、すぐにオーケーが出るというもので

もないと思いますが、国といいまして多分、総合事務局の話だと思うのですが、私らも力になれるものは後押ししようと思います、これがもし、これは2月に直接交渉でやってもすぐには事業化できないと。平成25年度にしなさいとなった場合に、本当に水産に対する支援をしなければならなかったときには、今現在、故障している分に関して、24年度においては補助事業が無いので修理のしようがないから平成25年度まで待ちなさいというわけにはいかないわけです。はっきり言いまして。1年半、氷を使わないで漁をしなさいというわけにはいきません、大変厳しい言い方かもしれませんが、役場ですね、今年度の3月議会の予算編成において数百万の予備費というのを入れていますので、これで緊急対策といいますか、そういうものに充てられないかどうか。こういうことは必要だと思います。これは漁業だけではないんです。これは集落全体の活性化ができるか、それとも民宿なんかでは魚を出さなくてもいいよ、と、なるのか、そういうこともありますので、この予備費を使ってでも何とか支援をしていったらどうかと。議員として私はそう思っておりますけれども、村長はどう思われますか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

予算の中での予備費というのを活用するという、運用に関しては全然問題はありません。ただ、まず最初にやるべきことは何かということから議論をさせていただきたいと思いますが、まず、できるだけ早い時期に、今、うちの課長が話をしていた補助事業がとれるのかどうか。あるいは、それが時間がかかるのであれば、ほかの方法がないのか。できれば、もしやれるのであれば少ない支出で最大の効果を出すような環境を、あるいは方法をまずは探すことが大前提だと思っております。しかしながら、本村においての一次産業で一番大きいのは水産業だと一次産業の中では思っておりますし、また観光地であることからしても、漁業というのはしっかりと頑張っていただかなければいけない、私の公約でもありますので、何かしらお手伝いをさせていただけるような環境は確実につくっていきたいと思っております。まずは補助事業等々ができないか、順序よく検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

村長のお答えのとおり、新しいものを補助事業で、本当は機械全体が経年劣化しておりますから、部品交換ではなくて全体でコストを下げるというのが本当は一番いいんです。ところが、どうしても間に合わない。現状は、製氷は出来るが搬出機器が故障しており、船に積み込みができないということになっているらしいです。ですから、製氷機も、停止したりする事がかなりあるらしいので、全体的にかえないといけないという部分はあります。でも、そのときには先ほど私が申し上げましたけれども、構造改善事業のように何分の1、例えば12分の1とか6分の1とか、そういう裏負担でやれる部分の事業があれば、そっちで全体をかえたほうが一番楽ではあります。支出も少ないですからね。しかし、それはそれとして、今、氷が出ないことによって漁業がストップしているという状況は、緊急性もありますので、もしこの機械取り換え部分だけの修理が早くできなければ、予備費を使ってでも緊急でもやるべきことではないかと思っておりますので、その辺は12月22日と課長はおっしゃいましたけれども、県とアポイントをとってやっているということなので、早急に。それと、あと2月、もう2月と言わずに1月にでも国と直接交渉できるように持って行ってもらって、あと、村長もそうですけれども、議員も全員連れて行って、一緒をお願いするというようなことにまで持って行ってみてはどうかと思います。村長、その辺はどうでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。ぜひですね、私なりに一生懸命頑張らせていただきますし、議員の先生方の力をいただける部分は、またお力添えいただきたいと思います。前の、最初にこの話があったのは11月9日だったと思うんですが、その後に文書で350万円前後の要望書が届いております。それをどうするかというのもまた一生懸命考えないといけないんですが、その要望書の中にも一つあったのはですね、例えば問題が起こったときに、問題が起こったときというか、例えば氷の供給がストップしたときに、沖縄本島から漁連から買って座間味に持ってくるという方法もあるよと。その中での船賃の補助とか、そういう云々というような文言もございました。そういうことも含めてお手伝いできるところは、やっていきたいということは話をさせていただいて、私からの回答とさせていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私はその中身はちょっとわかりませんが、助成の要望があったのかわかりませんが、しかし今、村長がお答えした中で、何かあった場合、沖縄本島から氷を輸送するという話もありましたけれども、実は製氷所をつくる前は、たしか同じようなことをやったことがあるんですよ。沖縄本島から沖縄県漁連に毎回毎回氷を袋に入れて、コンテナに入れて送ってもらっていました。しかし、出漁する場合には、やはり船が出港する前に積んで行くというのが普通なんです。質のいい氷を。大体、3時から4時ごろに積んで、それから出ていくんですよ。それが一日の始まりですけども。ところが、定期船で那覇から来ますと、どんなにコンテナにきっちり詰めていても、ある程度表面が融けてくるんですね。要するに、氷が弱り始めているんですよ。ということは、船に積むまで結構水になっているんですね。昼間来て夕方に積むと。ということは、氷が100あったら、実際に使えるのは70ぐらいしかない、そういう状態になりますので、できれば直接積んでいくのがよいという事です。…、又、24時間いつ使うかわからないということがあります。魚をとってきて夜中に入れようとしたら氷がないということでは非常にまずい事になります、又、氷が無い事でも出荷できなくなってしまう事にもつながってきます。そういうものを考えて氷が出せるように、24時間出せるような体制に再構築するべきだと考えます。350万円は、決して少ない金ではありませんけれども、それができるのは、行政でしかできないと。行政しかないので、その辺は漁協だけの事と考えるので村全体として見てもらったほうがいいのではないかと思いますので、その辺は考慮していただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

漁業組合の件に関しては以上ですが、(2)の農業支援の現状についてということで、これはですね、質問事項2の害獣、害鳥の対策についてというのとかぶりますので、これは1つとして質問をいたします。こちらに書いてあるように、ケラマ鹿、カラスの被害対策も十分でないが、最近、猪が上陸しており、早急の

対策が必要であるが、どのように考えているか質問いたします。猪が上陸していること自体は聞いておりませうでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

では、ただいまの御質問、イノシシの上陸についてお答えいたします。住民から外地島にイノシシが上陸したとの情報があり、慶良間空港フェンスの周辺や村道の路肩部分を調査したところ、イノシシによると思われる掘り返された痕跡があります。このまま放置しますと、今後農作物の被害が予測されますので、沖縄県猟友会と連携して対策を検討していきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

まさかこの島で猪の話をするとは私も思いませんでした、私は渡嘉敷村で猪が繁殖していることを去年聞きまして大変驚きました、なぜ渡嘉敷に猪がいるのかと。よくよく話を聞きましたら、農業者が繁殖事業をしようということで持ち込んだと。イノシシの特性をよく知らないで、イノシシは穴を掘って逃げますし、2メートル程度だったら駆け上って飛び越えていきますので、そういうことを知らないで、穴を掘って逃がしてしまつたと。逃げたらそれを駆除するのではなくて、また入れたと。3回も入れたという話を聞いて、非常に私も怒っているんですが。要するに、これこそ外来生物と一緒になんですね。もともとはいないですから。渡嘉敷、課長の今のお答えに沖縄県と相談して猟友会とという話がありましたけれども、渡嘉敷も猟友会が駆除事業を開始したところ、何か笑い話にもならないような事態で、猟友会は帰ってしまったと。猟犬がハブに咬まれて、それでびっくりして帰ったという話がありますが、とんでもない猟友会だなと私は思っているんですけども。向こうでそれをやったがために、逆に驚いて座間味に泳いで渡っているわけですよ。イノシシというのは、ものすごく泳ぐのが速いんです。私らでもかなわないんじゃないかと思うくらい速いんです。泳ぐのは。それと、彼らは牙も持っておりますし、めったなことがなければ襲われることはないと思うんですけども、牙もあるし、これで突かれて内地では死傷者が出ているんです。咬みつかれたり、大人でもかかないませんよ、これは。私は9月の一般質問でやったんですけど、鹿でさえ今はものすごく危険なんです。はっきり言ひまして。あれは狭いところでは人間と壁との間を抜けていこうとしますから、大人がぶつかっても絶対にけがをしますからね。猪が上陸してきているということ。絶対にここには入れないという対策をすることが必要です、今は確認されているのは外地島だけですが、座間味島のマチャンというところに泳いで渡っているのをダイビング船から見たという情報も入っております。これ以上、害獣・害鳥による農業被害が出ないようにする必要があります。はっきり言ひますが、今はニンジンも植えていませうから、あと一月ぐらいたしたら鹿が入らなくてもカラスが全部抜きますから。また、やがて阿嘉のお婆さんたちが私のところに来ると思います。カラスをとってくれと。私はこの3年間、阿嘉の区長と毎年100羽ぐらいとっていますけれども、本当は私どもがやっちゃいけないんですよ。猟の免許を持っていませんから。この議事録に載つたら、私は逮捕されるかもわかりませう。しかし、それ程切羽詰まっているということですよ。渡嘉敷も最近聞いた話によりますと、職員に狩猟免許を取らせていると。狩猟というのは、猟銃だけではないんですよ、罠とかいろいろなものです。そういうものを座間味村も、そういう講習を受けさせて多くの人に免許を取らせ、そして、誰でもそういう害鳥・害獣が駆除できるように検討してもらっていいですか。私は前から言っているけれども、検討という言葉は好きではありません、そういう計画を早急に立ててほしい。これは島全体が荒れる前にやっしてほしいと思いますので、その辺どう考えますか。

○ 議長（中村秀克）

垣花 健政策調整監。

○ 政策調整監（垣花 健）

カラスの駆除については金城議員が一生懸命やっているのは私も近くで見えております。感心しております。先ほどの渡嘉敷の職員がその資格を持っているということは産業振興課長からも聞いておりますし、年に何回でしたか、1回ほどしか講習がないということなので、それはぜひ職員のほうには取得をさせたいと考えています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは年に1回というのは多分、国とか県のやっている仕事ですからね、こういう緊急事態なんだということを訴えて、いや、もっとやってくれと。ぜひ座間味村の村民全員が受けるから来てくれということぐらいのことまでやらないと、もっと情熱がないといけませんよ、1年に1回やっていますからでは、そのときに職員が都合つかなければ、だれも受けられませんよということで終わっちゃいますからね。それこそ検討しますと。検討しましたが駄目でしたということになりますので、そうではなくて、国や県に対して窮状を訴え年1回から数回に講習機会を増やすようにと、それぐらい情熱を持ってやらないと、何の対策にもなりませんよ。調整監は先ほど村長が農業をやっているから、調整監がよくわかりますからお答えさせましょうという話でしたけれども、確かに土曜日曜は一生懸命やっていますよ。まだニンジンも植えているのは見ていないんですけど、その周辺はニンジンがたくさん生えていますよ。もうあと1か月ぐらいしたら、このニンジン、だれか人間が間引いたのかなと、抜いたのかなと思うぐらいの量が散乱しますから。今はみんな鹿の対策、カラスの対策を一生懸命やっているわけですよ。防鳥ネット、あれはただではないですよ。だから、すぐにそういう対策ができなければ、例えばその防鳥ネットを皆さんに配布するとか、そういうことも考えてもらってもいいかなと私は思いますよ。防鳥ネットは100円ショップでありますよ。結構長い12メートルのやつがありますよ。幅5メートルで。これは一つの畑だったらカバーできますからね。何名が集まったの畑であると、この平米数を皆さん共同で使ってくださいということでやれば、これも金かかりませんよ。猟友会を呼ぶよりは、そっちのほうが良いですよ。効果は大きくて、お金はかかりません。その辺もちゃんとやってください。ただ、那覇へ行って、出張に行ってきたじゃなくて、そういうところも何かないかなと覗いたりして、何か有効利用できるものはないかなということをやってください。私は100円ショップが好きで、お金がないから100円ショップばかり回っているから、そういうのが目につくとは思いますが、でも、これは何かに使えないかなというのを頭の中に入れていけば、そういうのが目につきますからね。どうですか、この防鳥ネットの件。ちょっと考えてもらえませんか。お答え願います。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

防鳥ネットに限らず、また怒られますが、本当に前向きにいろいろと勉強させていただきたいというのがまず一つと、それと、先ほどイノシシの話が出ましたので、今、行政としてどういう話を、あるいは今どういう取り組みをしようとしているのかというのを報告になるかもしれませんが、産業振興課長から報告をさせていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

このイノシシの対策で、先ほどは猟友会と連携してということでお答えしましたが、その後ですね、隣村、渡嘉敷村といろいろイノシシについての情報交換をしました。その中で渡嘉敷のほうは有害鳥獣の狩猟免許を職員が取得していますので、その狩猟期間中であればできるということで、そして村をまたがってもその駆除はできると。捕獲ですね。できるということでしたので、座間味のほうから村長名で渡嘉敷のほうの村長に捕獲の依頼文書で要請をして、それによって座間味のほうでかごで捕獲するとか、そういうことはできるそうです。ですから、早目にその要請文をつくって、渡嘉敷のほうに協力願いをする。それに係る費用については当然、座間味村で経費等は持ってもらいたいという、そういうことがあるわけです。先ほどの狩猟免許を座間味村の職員が取得するとした場合には、これは猟友会が主催で講習会を開くそうです。これが7月から8月。そして、その実技の試験というのが県庁であって、それが9月ごろという。それまで取得するまでには相当期間がありますから、やはり渡嘉敷村とのそういう協力体制をとって、イノシシの捕獲とか、そういう体制でやっていきたいなと思っています。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

渡嘉敷とやれるのでしたら、早目にお願いします。実はですね、この猪はとった後が一番厄介なんですね。獲って殺してその辺に捨てるわけにはいかないわけです。私はこの間、離島フェアで渡嘉敷の小嶺議長とお話させていただく機会があったので、冗談めいて言ったことがあるんですが、座間味村で処分場をつくりたい。なので、お金は渡嘉敷村で出してくださいねということをしたことがあるんですよ。渡嘉敷は猪を追出して、座間味村が被害をこうむるのは大変な話だと。皆さん、賠償問題だよと。だけど、獲るには獲るから、逆にそれは捨てるわけにもいかないし、密殺してそのままというわけにはいかないの、逆にそのマイナスの部分プラスにするためにも、那覇に送って処分させて持って帰ってくるというのは大変ですから、ここで処分場をつくりましょうという話をしたことがあるんですよ。小嶺議長は、個人の立場だとは思いますが、議長の立場では答えていないと思いますけれども、いい考えですね、一緒にやりたいですねという話をしていました。猪鍋のことを牡丹鍋と言うんですけれども、自分達も牡丹鍋を食べたいから、一緒にやりましょうという話をしていました。向こうから出たのが生息地指定以外に住んでいるケラマジカをとって、これも販売しませんかという話を冗談めいて言っていましたけれども。それも必要かもしれないですよ。鹿の数を減らすというのは、専門家に言わせればアウトかもしれません。しかしながら、集落内から歩く鹿というのは、ほとんど雄なんです。雄がほとんどなんです。90%と言っていいほど。それも若い雄なんです。若い雄で、結局繁殖能力はあっても、彼らの場合は強いものが繁殖のテリトリーを持っていますので、若い雄鹿は群れて行動して野菜は食べる、花は食べるで歩いていますから、そういうものだけでもいいから処分できるようにしないと、前から言っていますように事故があつてからでは遅いですよということです。鹿をつぶして食べなさいと言ったら、教育委員会に怒られるかもしれないけれども、教育委員会もそれだけの予算を持っていないので、すみ分けはさせきれないと思いますので、その辺は目をつぶってくださいね。逆に、種は一つの種類が全部に広がりすぎたら、あとは逆に滅びるだけですからね。食い物がなくなったら全部滅びますよ。それよりは適当な数を残してやるというのが逆に言えば人間の優しさではないかと私は思うんですよ。ケラマジカも、この間、内閣府から調査に来ていたらしいんですけども、参事から日程は渡されたんですけども、何か日程を無視されたような感じにいるんですけども、その後どうなりましたか、参事。参事に答えてもらっていいですか。あと、内閣府から来ていた人たちとの調査とか、いろいろな経過を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ケラマジカの調査なんですけど、内閣、総合事務局から職員が見えて、これは鳥獣の被害防止策ということで事業があります。それに向けての、事業採択に向けての指導に見えておりました。現地の調査をして、見てもらっているんですけど、どういう被害があるか。それは農作物ですね。そういうのをきちんと調べて、被害金額等を出すようにという、そういう指導があったものですから、阿嘉島の言わせれば前原地区とか、西側のユンダラーですか、そういうところをちゃんとチェックして、どういう方が耕作をしているかという、そういう耕作名を全部挙げてですね、そして面積、そして耕作している野菜類とか、いろいろたくさんありますね。その種類を挙げて、その値段を聞いて被害金額を出してあります。そういう指導で一応見えておりました。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

前から私、これを申し上げているんですけど、鹿で被害。今、農業被害を調査しても、はっきり言って何千万円、何億円という額にはならないわけですよ。これは何年も前から、私たちの先輩議員たちもずっと同じことを訴え続けていますが、結果として何の対策も出来ておりません、何も対策をしなかったではないけれども、大まかな対策ばかりやってきたものだから、人間と鹿の生活域を大まかにワイヤーメッシュを張って分断しているが、その後は管理もしないと。鹿は泳いできますよと言っても無視するし、そのために、どんどん耕作放棄地が多くなって、耕作地が非常に少なくなっているんですよ。従来の10分の1もないわけですよ。10分の1になって今、それを耕作している人も10分の1以下になっているし、面積10分の1以下。被害額なんてもうないようなものなんです。だから今、それを調査してもだめなんですよ。実態として。だから、そうでない部分をもうこれ以上、耕作放棄地を広げないようにするためにはどういうことをするか。それ以外の被害とか、例えば庭に入ってきて植えているものを食べているわけですよ。私の家のすぐ隣なんか、パパイヤを植えて、芽が出て50センチぐらいになったら、上の部分を全部、庭に入ってきて食べているんですよ。本人たちは何をどうしたらいいかわからないと。門に網を張っているんですよ。それでもくぐって入ったのか、飛んで入ったのかわかりませんが、そういう被害もあるわけですよ。だから、畑でどのぐらいの面積でというのは、もう遅い。はっきり言わせて。だってもう耕作する気がなくなって、みんな捨てちゃっているわけですから、本当に猫の額ほどに自分たちが食べる分、量で言えば自分が食べる分だけですよ。子供たちに送る分もないですよ。それぐらいになっているわけですよ。以前は隣近所の畑ができない人にもあげる分があったわけですが、今はあげられませんよ。はっきり言って。そういう状況になっているので、調査のやり方も向こうが言うとおりでなくて、こういう現状があるんですよというのを、もっともっと強くアピールしていかないと、農業被害は幾らありますか、何ヘクタールありますかと、何ヘクタールもないですよ、ここは。はっきり言わせて。一人10坪以内のがほとんどですからね。そういうものではなくて、本当にこの現状というものを訴えないと、向こうが調査で幾ら被害がありましたかと言っても、国としては被害額が大きいところには対策しますが、少ないところには対策しませんよ。一週間ぐらい前にNHKのドキュメンタリーでやっていましたけれども、和歌山県で。猿が入ってくるものだから、十何年かけて猿がどう移動するかということを大学とかと研究して、何とか1カ所だけ、何とか今、猿が来なくなっていると。でも、その分、ほかのところが集中してすごいということをやっているわけです。これは自分たちで金網をやったり、網をやったりとか、いろいろありますけれども、庭まで入ってきて柿の

実を食べています。でも、そういうところでも相当の被害金額があるんだけど、それでも国は本腰にならないと。何億円と出てもですよ。こっちは何十万円にもならないので、何の対策もしませんよ。はっきり言いますけれども。向こうは対策しないものですから、猿どころではなくて、耕作放棄したものですから、集落の近くに藪ができてしまって、そこに鹿だイノシシだというのまでふえてしまって、猿の対策をしても今度は鹿、イノシシにやられるという、そういう現状がありますので、被害額というのは金額だけで答えたら、絶対に国の支援、県の支援はありませんので、その辺の訴えはちゃんとしてください。はっきり申し上げます。毎回毎回、この鹿の話をするのもだんだん嫌になってきてまして、前に進みませんけれども。あとまたもう一つ、カラスがありますよね。カラスも狩猟免許をだれかに取らせて、そういう人たちに対策してもらおうと。あれは網にかかった分でもいいですよ。防鳥ネットで。そのかわり、カラスの場合は防鳥ネットにかかったら死にますから、それで死んだ場合にはくちばしを持ってきたら幾らで買いますよぐらいの対策をしたらどうですか。今は全く無対策ですから、何年か前に議会で当時の担当課長がカラスは阿嘉の区長にお願いしておりますという話をしていましたけれども。区長は一切そういうものは受けておりませんので、ただ、みんなが言うからやるという状態でやっておりますので、そういうものに関して非常に嫌な仕事ですから。カラス対策をするのは。臭いし汚いし、本当に危ないですよ、あれに突かれたりなんかしますと。それでも無報酬でやっていますよ。だから、そういうものを逆にカラスのくちばしを一对持ってくれば1,000円でも2,000円でもいいですよ。幾らでもね。そういうことをやりますよという方策を出してくださいよ。方針を。そうしないと農業も何もできない。自分たちで対策しようとしてもできないですよ、これ。住民に協力を求めるにも、自分たちでやってくださいよと言うだけでは、できませんので、そのカラスのくちばしを持ってきたときには、どうにか考えますというぐらいのことでやってほしいんですよ。それができるかできないか、考えているかどうか。お願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

カラスの農作物被害に対して、農家の皆さんもとても悩んで、大変困っているという状況もよく知っているし、また、これまで猟友会、そして村で作成したかごで捕獲して駆除してきたんですが、それでも十分とは言えない、そういう状況にあります。今後もそのかごでの捕獲を一応考えて、台風でちょっと修繕が必要な分もあります。そしてまた何個かつくっていますので、それを1カ所に集めて捕獲をやっていこうという考えがあって、今それをまず圃場地区ですか、そのほうに集めようという考えを持っています。先ほどのカラスのくちばしの購入なんですが、これは予算との絡みがありますので、検討させていただきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私、去年も聞いたんですけど、やんばるのほうは県からの補助金でカラスの害鳥駆除ということで、何かいろいろやっているということを知っていますので、その辺確認してください。先ほど課長は阿嘉の真謝の件を話されていましたが、座間味はもっとひどいですからね。役場周辺は全部カラスじゃないですか。こっちに来るたびに、事務局で座っていると向こうからカラスが覗いていますからね。こんなものはないですよ。これも早急にお願いします。

これはこれで終わりとしまして3番目、観光振興策について。現在行っている観光振興施策について聞きますということでもありますけれども、先ほど同僚議員からも観光の質問がありましたけれども、観光案内所

の件ですが、平成21年からの予算で県からあったものを1年間やらないで平成22年度からということで、途中からやったんですけれども、あれの中にもありましたけれども、観光案内所の件。やっちゃいけないことをやって補正予算をほかで組んで人件費を出したり、また無理やりに商工会に押しついたりとかありましたけれども、今度はその補助予算がなくなったら、また今度は観光協会を設立するという話がありますけれども、そんなもので逃げていいのかなと。何で同じ、先ほど課長が一般予算から人件費を出すような話をしていましたけれども、そんなことが本当に可能なかどうか。観光協会をつくって出すのであれば、商工会の観光部に対して出さないのか。今、商工会には観光部というのを去年立ち上げていますからね。去年立ち上げて、今年の総会で認められて部会設立をして、その部会長は商工会全体の理事になるという形でやってきていますので、観光推進を今、働きかけようとしているわけです。そこにはそういう気にさせておいて、観光案内所の件があったから観光部会の話が出ていますからね。それが今度は補助金がなくなったから観光協会をつくりましょうという、こんな話はないと思いますよ。果たしてそれが運営できるかどうか。商工会というのは、観光に関係なく会員になれるところです。商工をやっているわけですね。ところが観光協会、どう立ち上げてどういう人を会員にするつもりなのか。それで、何で役場の一般予算からそういうのを出さないといけないのか。本来、そういうのはやっちゃだめなはずですよ。これは商工会と十分に話をされたという話でしたけれども、そういう話は私どもの耳には入っておりませんが、私は一応商工会の会員でもありますので、そういう話は聞いておりませんが、本当に観光協会の設立をして、その観光案内所をまた商工会から剥ぎ取って観光協会に押しつけるのか。これは課長ではなくて村長はどう考えているか、ひとつお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まず予算、補助事業が切れるというのがまず一つありました。それと、コンベンションビューローのほうともいろいろと観光振興についての意見交換をさせていただいているんですが、行政だけではなくて、あるいは民間だけではなくて官民協働のそういう総合観光窓口というのがあったほうがいいなという話もあったということ。それから、これからこの低迷をしている観光、低迷というか観光業が減ってきている中で、どういう戦略を立てて観光運営をしていくかということを考えたときに、新たなそういう総合窓口が必要なのかなという話をまず行政の中で話し合っていたというのは事実で、まずこれが一つありました。今回、先ほどのうちの課長からも話があったように、相談があったというのはですね、ダイビング協会であったり商工会の観光部会ですか、そういう方々の中から、あるいはホエールウォッチング協会の方々から、そういう将来的なものについて、どういうことを考えているのか、行政はですね。あるいは、そういうホエールウォッチングはNPOをずっと立ち上げたいと思っていたという、いろいろな話がありまして、私たちが考えているのとは別に民間の方々から観光協会というものを設立してはどうでしょうかという提案があったということです。ですから今、設立に向けて頑張っているという話で、先ほど回答しておりますけれども、もちろんこれに関しては私たちだけが独断でつくるわけにもいかない部分がございますし、民間の方々の協力、あるいは積極的な関与がないとできないと思っております。そういうもろもろの課題をクリアしてじゃないとつukれないというのが大前提でありますので、先ほど課長が大城議員に回答したように、4月までに設立できるかというのは不透明だというのは、その点だと思っております。これからですけれども、実際にこれまでも続けてきましたが、これからもいろいろな団体さん、あるいは民間の方々と協議をしていく中で、本当に必要なのであれば、私はつくってもいいのではないかとと思っておりますけれども、私の独断ではできない部分もありますから、必要なのであれば予算のあり方、補助のあり方、助成のあり方、

その辺も検討して真の観光の、いわゆる座間味村の観光振興に役立つという大前提で設立に向けて話し合いをしていきたいと考えているところがございますので、そういう状況でございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

先ほど観光コンベンションビューローの話も出ましたけれども、コンベンションビューローのときも、今は県の外郭団体だということやってきたけれども、今度は完全なる法人としてやって、独立独歩でやるという話になっていますよね。ということは、県からの補助金とかいうあり方ではなくなってくるわけですよ。ああいうところでもね。県が外郭団体でつくったところでも、そういうふうになってきています。だから、また新たに財政支出をしないといけないような感じのものまでやるのかと。はっきり言いまして。今は商工会というのは国、県からの金が出ますからまだいいですよ。観光協会というのは出ませんからね。これははっきり言いますけれども、会員は何名見たらどのぐらいの会費になるかというのを計算されたことはありますか。多分ないと思いますよ。5,000名の会員がいる場合はですよ。年間1万円で5,000万円集まりますよ。それで十分に人件費も出て運営ができますと思いますけれども、ところが、そうはいかないと思いますよ。今はダイビング協会とか、商工会もあります、年間大体1万円程度の会費を出していますよ。ところで商工会が何で成り立ったかということ、これは国、県の方針で商工会の援助は認められているから、それに金があるからできるんですよ。商工会があるのに、また会をつくりましたでは、ごちゃごちゃごちゃいるメンバーがまた同じのをつくるんです。はっきり言って。3つも4つも同じものが、あっちで会議して同じ話題。こっちに行っても同じ話題。こればかり繰り返しますからね。村長、これはどこでも言っていけないのは、「役場が補助金を出します」ということを絶対言わないでくださいよ。これを言ったら、相手は、ああ、経費は役場が全部持ってくれるんだと思われて、簡単につくりますよと言いますからね。しかし、皆さんは年間何十万円の会費を負担するんですかと言ってください。年間50万円の会費をやるんですか。そうじゃないと人件費は出ませんよということはちゃんと行ってくださいよ。事業計画は。そういうふうになってくる人に対しては、会員は何名いるんですか、役場がつかれると簡単に思っているわけですから、そういう人たちには厳しく言わないと。わかりました、じゃあ何とか検討してみましようとしたら、ああ、役場がやってくれるんだと。役場がやるイコール補助金があるんだと思われちゃいますから、そうでないことはちゃんと行ってくださいよ。前向きに検討しようと言った場合には、補助金が、人件費が出るんだと思いますからね。それは言わないでください。そういうふうにして、多分、思わせている部分があるんじゃないかと、直接ではなくても。その辺もちょっとどう思っているのか。お答え下さい。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ありがとうございます。まさしく御提案といえますか、御指摘のとおりだと思っております。何もかもが行政でおんぶにだっこことというのはいけないというふうに考えております。直接この会議には、前の会議には私は参加していませんでしたが、その参加していた民間の方々には逆に自分たちで試算表をつくってきたりとかということで、積極的な話をされていたと聞いております。詳細はまた改めて報告させていただきますけれども。そういう形で、いい方向に進むのであれば、行政でお手伝いできる分はもちろんしないといけないというのはあると思います。そして、御指摘のように座間味村にはいろいろな団体、任意、法人含めていろいろあって、同じ人が役員についていてと。御指摘のとおりだと思っておりますので、そんなごちゃごちゃするような状況というのは好ましくないというのも私はまさしく同感をしております。そういう状況を踏まえて、

ちゃんとした組織になるのだろうか、あるいは観光振興がちゃんに行くのだろうか。商工会との絡みはどうか、そして私たちが、例えば仮に補助なり助成をすれば、法的な問題はないのかという、その辺も総合的に踏まえて、ちゃんと検討させていただきたいというか、議論を皆さんと、議会ももちろんそうですけれども、民間の有志の方々とも議論をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

とにかく慎重にタッチしてください。そういうところを。過去に私は何回も言っているんだけど、今は公営企業課の中に船舶の改善委員会ということで今やっておりますけれども、あれは船舶の改善委員会になっちゃったんだけど、トータル的な経営の改善委員会だったはずなんです。ですから、たんに私が申し上げているのは、そこにプロを入れて、そして産業振興課も入って、そのリーダーシップをとるのは総務課にしてくださいと。総務課は全体のことをやらないといけないからね。統括しないとけないから。観光は産業振興課に任せておいて、船の運航に関しては船舶に任せると、こんなばらばらな話はできないから、一つにきなさいと。一つにして運営してくれよと言ったんだけど、その後、それがなされたふうな、共同で何かをやるという感じが見受けられないんですけれども、それはどうなっていますか、その後。公営企業課長、お願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問に再三指摘があります。今現在では、それに向けて2つをという話の段階まではいっていないです。ただ、課内ではそういう意見もありましたという話はやっています。産業振興課長とはまだそういう話はやっていないです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

課内ではやっておりますけれども、ほかの課とはやっておりませんでは話が進まないわけですよ。逆に。だから、調整監も総務課長も村長も、議会で私がこうやって質問して、どうなるんですかという話は何回もしているはずだから。どうなっているんだと聞いて、いや、課内だけしかやっていませんよだったら、ほかの課長も呼んでやるべきではないですか。これは庁議でもやるべきではないですか、これ。皆さんは質問した相手だけが責任を負わされているというふうになっているんですよ。課全体でやらないと、村全体でやらないと前に一步も進みませんよ、これ。はっきり言いますけれども。観光客の不満が出ました、船の関係は船舶に言ってください。案内の看板とかの関係は産業振興課に言ってください。これじゃあ、話になりませんよ。だれが来ても、どこに来ても答えられるようにしないと、こんな小さい村ですよ、課が全部、四、五名の課が全部ばらばらの仕事をしていたら、話になりませんよ、これ。あの課のことはわかりませんと。このようなことは総務課ではわかりませんでは話が通らないですよ、これ。前からこれは一つにやってくださいよと言っているのに、後で皆さんから出てきている議案の中で、課の編成の話もありますけれども、そのときにも言いますけれども、とにかく前に進むことをしないでどうするんですか。今年は、産業振興課長にちょっとお尋ねしますけれども、今年12月現在までの観光入域数、今の状況はどうなっていますか。去年と比べてだけでもいいですから、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問の観光の入域客数なんですけど、今月現在、今月のはまだ出ていないんですが11月までなんですけれども、昨年と比較すると約3,000人ほど減という状況に今なっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

去年に比べて3,000人減と。去年はおととしに比べて7,000人減ということは1万人。2年で1万人は減ということですよ。はっきり言いまして、これだけ毎年減っている、減っている、減っているといいながら、何の対策も打たないというのは、非常に致命的なことですよ、これは。何か先ほど大城議員からもありましたけれども、事故があったイベントは仕方ないとして、イベントも減る、かといって課の連携もないから何の対策も打たない。これでは観光客は減るばかりですよ。村長は公約で、お客さんがまた来なくなる観光の島にしたいと言ったんですけども、これだけ課がばらばらで動いていたら、もう二度と来なくなるんですよ。船は予約をしてもとれないとか、予約がとれたから乗ったら、わけがわからないぐらいの人数が乗っていたり、足の踏み場もないぐらいになったりとか。そういう現状が今あるわけですよ。これは船舶だけでは対策できませんよと。那覇で切符を売るときもそうだけれども、船舶だけでは対策ができませんよと。だから、早く対策をお願いしますと言っているのに、各課で自分のところにはできるだけ来るなどという感じでやっていたら話になりませんよ、これ。今は12月、今からはホエールウォッチングですよ、はっきり言えますけれども。もうダイバーは来ませんからね。寒いときには。それも含めて、私は年度初めにも言ったことがあるんですけども、冬の観光のものは夏にコマーシャルしなさいと。夏の間は冬の間にコマーシャルしなさいと。DVDもたくさんあるはずだから、そういうのをどんどん駆使してやるようにと言っているんですけども。㈱とまりんの社長に「DVD、ここにでっかいモニターを置いて大丈夫ですか」と、お聞きしたところ、「はい、どうぞ」と言われたけれども、役場に話したら、「いいですね」「いいですね」で終わっちゃったから、腹たちますね。四、五万円を掛けてやっても良いんじゃないですか、向こうに、とまりんに来る人口だけでも相当な人間がいるわけですよ。それで夏には、冬はホエールウォッチングができるんだと。冬に遊びに来た人たちには、夏はこうやって泳げるんだということをアピールしておかないと、どんどんよそに持っていかれますよ。現在行っている観光振興策と書いてありますけれども、実際にはまだやっていないんじゃないですか。これは観光振興策のためにやったかどうかかわからないけれども、二、三日前に阿嘉で映画を撮っていましたが、鹿のね。あれでも撮影費とか、この話の内容によっては放送してはいけないような内容になる場合もあるわけですよ。わかりますよね。鹿とすみ分けしなさいということやちゃんとやっているところに、いや、どここの家に来たら鹿が見れますよという内容であったら、これはやっちゃいけない話ですよ。どこの集落内で鹿が見れて、えさも食べますよみたいなことをやったらね。内容はこの間、見させてもらったから。台本を見させてもらったから何とか行けるかなとは思いますが、本当は内容次第によってはとめるつもりだったんですけども、そういう観光振興政策をやるにしても、時と場合を考えないといけないしね。だから、役場全体で考えてください。総務課長は、「いや、私は沖縄県から4月に来たからわからないよ」では通らないよ。あなたは課長の中でトップなんだから、「ほかの課がやっているから、俺はわからないよ」では通りませんからね。あなたは四十何歳かわからないけれども、四十何年間ここに生まれ育ったんだという気持ちでやってもらわないと、県から出向して来ました。任期の期間はやりますけど、後は知りませんよでは通らないよ。そういう気持ちでやってもらったんだったら、途中でいいから帰ってもらわないといけないよ。あなたが組織をまとめないと、総務課で。そうしないと、

村長だって動けないでしょう。とにかく、観光施策は早目早目にやってください。客はどんどん落ちていきますからね。これを回復するためには何が必要かというのを早くやって、どんどん出してもらわないと、収入がどんどん減りますよ。その分だけ職員も減らしてもいいし、給料を減らしてもいいんだけど、そうはいかないでしょう。仕事をするためには。とにかく具体的なものを、いついつまでに何をやります。計画をしますということをやらないと、皆さんの答えは大体「検討します」が多いから、検討は必要ないと。もう何十年も前から検討されていることだから。とにかく答えるときには、いついつまでに何をやりますと計画をしてくださいね。これはお願いしますよ。何か時間が過ぎたみたいですので終わります。

○ 議長（中村秀克）

これで3番 金城善昇議員の一般質問を終わります。

これで午前の会議を終わります。午後は13時から7番 宮里祐司議員の一般質問から再開いたします。暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

一般質問に入らせていただきます。

1つ目座間味小学校校舎建設について。進捗状況をお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

お答えします。先月、11月24日に開催されました臨時議会において、工事請負契約について承認を得たところなのですが、本契約については株式会社 東洋土木工業さんと締結をいたしました。現在、工事着工に向けての管理事務所の設置、それから工事資材等の準備をしているところです。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。大まかでも構わないんですけども、住民、保護者、すごく気にしている部分ですけども、着工日、あと完成予定日お聞かせください。

○ 議長（中村秀克）

宮村英美教育課長。

○ 教育課長（宮村英美）

着工につきましては現在、実は工事に入る前に杭50本、今回打つんですが、現在はその杭の発注をしているということを聞いておりますが、これは年内に準備ができるそうです。年明けにまず、すぐ杭を打つ作業から入るということです。それから工期につきましては、実は本工事については入札等が2回不調になりました。そういった面で日数を要したこともあり、年度内の完成が非常に厳しい状況にあります。今現在、県の指導も受けながら繰越事業の手続作業をしているところです。工期完了につきましては平成24年5月31日を予定しております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。平成24年5月31日完成ですか。設計図も見せていただいて、3階建てで非常に立派な設計図で、建物もすごくいい建物なんですけれども、5カ月ぐらいでいけるんですね。わかりました。5月31日完成よろしくお願ひします。島の大先輩で教育問題に熱心な方がいらっしゃいます。「毎年9月に開催される座間味小中学校運動会を6月に移動した理由は？」と聞かれます。早速先輩の自宅へ行きたいと思ひます。ありがとうございます。

2つ目です。航路運賃について。こちらは継続質問になります。運賃の軽減化です。いろいろ値下げについてお伺ひしたいと思ひますが、これは小規模離島航空路利用活性化事業との兼ね合ひで、同制度を導入してできないかという質問です。よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答へします。運賃値下げについてですけれども、本年4月に行政側の会議において現在の沖縄県が先ほど申し上げました小規模離島、飛行機の活性化事業と同様な補助ができないかということで、交通費の軽減策の支援について要望したところであります。それで県のほう、担当部局のほうにおいて検討していただいているところでございます。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。この小規模離島、今現在は3島です。栗国と南北大東で活用されている事業なんですけれども次年度も継続されそうですか？何か情報はありますか？

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

今、まさしく予算編成中ですので、国においても県においてもですね。確定は実のところ私も承知をしておりますが、多分そのまま継続になるんじゃないかと聞いております。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

わかりました。県の一括交付金がすごい話題になっていますけれども、それも今月中に恐らく決まってくると思ひますので、是非村長はじめ担当課長もですね、一緒になって再度申し入れにご尽力いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

すみません付け加えて宮古島なんですけれども、かなり航空運賃が値下がりしているのは皆さん御存じですよね。早割で行くと2,800円とか、三千幾らかという、すごくそれで観光客がふえている状況にございます。観光業者も潤っている状況でいろいろな商品が宮古島で売れるということでどんどん事業所が進出している様です。私の知り合ひもそうなんですけれども、沖縄文化の模合で毎月タクシーに乗る感覚で宮古島へ行き来しているようです。やはりこの運賃が下がるということは、非常に人の流れ、今まで高かった分、安く感じますから絶対に運賃を値下げするということは、人の流れというのがまた多くなります。ぜひともよろしくお願ひいたします。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

それでは3つ目の質問。観光振興策についてです。これも何度か一般質問に取り上げさせていただいておりますがインバウンドの受け入れです。これまでの受け入れについてお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問にお答えいたします。現在、村では外国人観光客に座間味村を知っていただくきっかけとなるように、また、訪れた観光客が快適に座間味を満喫していただくために、県の補助事業で観光案内板の設置や観光パンフレットの整備。これは英語、中国語、韓国語を行ってまいりました。さらに、観光案内所では英語版での村内地図等を作成し、きめ細かな対応にも力を入れているところでございます。今後、沖縄観光コンベンションビューローの事業を活用し、外国語会話教室等を実施し、受け入れ強化に努めていきたいと考えています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

新しい広報ざまみにもいろいろ載っていましたね。パンフレットもそうです。3カ国語のパンフレットができて上がったという報告もありましたので、徐々にインバウンドに対しての受け入れ態勢、10%、20%程ではありますが、確実に進んでいると思います。今後の課題として先ほどおっしゃったように言葉の問題や他にもいろいろ出てくるとは思いますが、受け口ですね。例えば団体旅行に関しても、あと観光案内等に関しても確実に窓口が必要になってくるんですけども、この窓口業務は商工会や他団体との話し合いはできている状況でしょうか？

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

インバウンドの受け入れについてですね、今は商工会や他団体との具体的な打ち合わせはそういうことはまだ実施には至っておりません。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

一番課題として私が感じているのはですね、村内の観光業者の意識改革じゃないかと思っているわけです。日本のデータの話ですけれども、日本の人口が平成19年度から減少に転じ減り続けている状況です。24年後には日本の人口は1億人を切ると予想されています。そういうデータをしっかり示した上でインバウンドの重要性を説かないと危機感を持しません。組織が今本当にできていない状況で果たしてインバウンドの

受け入れとパンフレットがあるけれども、活用できない状況になるという不安があります。本当に今後その観光協会であったり商工会であったり、21・ざまみであったり、どのようにしてこういう改革を、今まさに意識改革が必要です。先日商工会の理事会んいにおいてインバウンド誘致の議題が出ていましたが、事前情報がない中でインバウンドのクルーズ船誘致の話で、受け入れ態勢として我々では力不足、もしくは来ていただいてもあまり観光の効果がないのでは？誘致に関して後ろ向きな意見が非常に多かったです。今後説得しちょっとお聞かせ願えますか。村としてインバウンド誘致をどのように位置付けているのかお聞かせ下さい。本当に村の観光産業のこれからの新たな方向性として位置づけるのかどうかですね。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

お答えいたします。まずは外国観光客の動向は後でまた主管課のほうから座間味村に来ている全体の中の観光客は何名だという話をさせていただきますが、3. 11 東日本大震災以降の観光の状況の話をさせていただきますと、全国、日本国内全体の話ですが、外国人観光客は震災直後マイナス74%という落ち込みを見せています。その後、直近で言いますと大分回復はしてきておりますが、それでもマイナス十四、五%ぐらい。大分よくなってきています。その中でアメリカ、オーストラリアはマイナス10%、中国に至っては、中国を中心とするアジアに至っては、既にもうプラスに転じているんですね、対前年度比。そういうことからしても、アメリカ、オーストラリアというのはもともといらっしやっていたのかもしれませんが、アジアというのは大きなターゲットになると考えております。その中で観光自体全体はもちろん推進していかないといけないんですが、アジアがあって、中国、韓国、台湾というのは決して無視はしていけない、来ていただく対象の国だというふうに座間味村でも認識すべきだと思っておりますし、官民挙げて、そういう環境もつくっていかねばいけないということですね。ですから、せんだって行われた商工会での話し合い、ちょっと残念だったんですけども、私のほうの説明不足もあったと思いますので、そういう新たな、直接ダイビングであったり、シーカヤックであったり、そういうところのアクティビティーを活用しないお客さんであってもきっかけづくりという意味ではいいことだと思っておりますので、そういう環境が整うようにしたいし、また、そういう話があれば積極的に商工業者の皆様に情報を開示してですね、これからの観光振興、特にアジアをどうしていくのだということ。それから陸域をどうしていくかというのは一生懸命考えていきたいと思っておりますので、逆にまた議員の先生方にもいろいろとお力添えいただきたいと考えているところです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

力強いお言葉ありがとうございます。課長、ぜひお願いしたいのはですね、20年、30年後を見据えた観光政策をしっかりと議論できる場をつくっていただきたい。もちろん観光業者もそうですが、行政、官民含めてですね、そういう場をつくっていただきたいと思うのですが如何でしょうか？

○ 議長（中村秀克）

金城英幸産業振興課長。

○ 産業振興課長（金城英幸）

ただいまの御質問、私たちの村も今、観光産業で成り立っている状況でありますので、今後の観光振興に向けて今、提案があったような対策づくりを各事業者等に周知して、集めてですね、ぜひそういう体制もつくっていきたくて思っていますので、できるだけ早い時期にそういうのをやっていきたくて思っています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。よろしくお願ひします。参考までに観光入込者数のデータ、出ているまでで構いません。あと個別の外国人観光客の数ですねお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えしたいと思います。まず、観光入込者数です。平成22年、これは1月から12月と、今年は1月から11月までです。まず去年の実績として、1月から12月で7万3,599名ですね。その中でデータが今年は11月までなものですから、平成22年1月から11月までが7万1,063名ですね。今年の平成23年1月から11月までが6万8,012名。昨年より3,051名の減となっていますね。それと外国人観光数。これの1月のデータがなくて、2月から11月現在なんですけれども、2,305人ですね。これはクィーンとフェリーと合体したものです。以上であります。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

ありがとうございます。数字ですので、データは非常に重要ですのでしっかりと提出して頂いた事を評価致します。やはり予想どおり7万人を下回る事が現実をおびてきました。さらにまた来年このペースでいくと6万5,000人。6万5,000人という昭和63年レベルになってきますのでその当時と今とでは観光業者の数が全く違いますので、様々な観光政策の着手を早急に進めなければ、倒産や人口減少がすすんできますので、先ほどのインバウンド誘致でお願いした点も含めてしっかりと観光の議論ができる場をつくっていただきたいと思ひます。

次に村内全域「フリースポット化」についてですが、海外リゾートではほとんどがこのフリースポットになっている状況です。私も実際旅行に行った時にホテルだとか、あと公共施設等はどこでもネットがリアルタイムに使えるという状況です。実際、旅行に行く場合、家族でもいいですし、個人でもいいです。必ず選択条件の一つとして、そこにネット環境が整備されているかどうか、これはどうしても必要になってくるんですね。こういう状況を踏まえ今は村内では1カ所、座間味旅客ターミナルのがフリースポットになっておりますが、今後、阿嘉、慶留間へ、また1カ所だけじゃなくて数カ所このフリースポットを設定していただきたいと思うのですが如何でしょうか？

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、フリースポットなんですけれども、祐司議員からもありましたとおり、ホテルや旅館、飲食店などにおいて、オーナーが設置して施設利用者、お客さんのために無線LANでインターネットに無料で接続し、自由に使っていただくエリアサービスのことというふうに定義されていました。電波の反射とか干渉が多い建物では大体20メートルから30メートルぐらいが使えるというような感じのようです。そしてネット、うちの村の設置状況を見てみました。そうすると、慶良間ビーチホテルほか6施設がですね、阿嘉も含め、慶留間でしたかね。含めてフリースポットになっていますよというふに、フリースポットマップで紹介されているようです。そして村としては質問にもありましたけれども、昨年ですね、ターミナルビルについては

サービスを受けられるような機器等を設置しております。フリースポットとは厳格には言わないんですけども、無線LANができるように、ちょっと広範囲にできるようになっています。そして次年度は阿嘉、慶留間出張所を開設しますので、阿嘉港でもサービスを受けられるように設置を考えていきたいと思っております。今後とも公共施設にそういう要望があれば、フリースポット化を前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

阿嘉島、次は慶留間島がありますかね。ぜひ最低でも一島に何か所そういうポイントを作って頂きたいと思っております。

続いて4点目です。SNSの活用について。御存じのようにSNSとはソーシャルネットワークサービスの略です。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこととわたくしは思っております。今現在、このSNSというものの利用者なんですけれども、今は日本国内では約4,000万人が利用しているというデータが出ております。4,000万人というのは日本の人口の約30%ですね。30%が利用している。世界レベルでいくと、今は世界の人口が70億人ですから、そのうち約20億人が利用している。これは34%の方々がいわゆるこの個人間のコミュニケーションツールを利用してコミュニケーションをとっているというデータ、統計が出ております。以上を踏まえまして、現在、村の公式サイトに加えて、このSNSを活用し、さまざまな情報発信を新たに構築できないものか、また考えがあるかお伺いしたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

御指摘のとおり、SNS、フェイスブックとかですね、ツイッターとかに代表されるサービスのことのように思いますが、まず、従来のホームページだと一方通行なんです。不特定多数への情報のみならず、まずその伝播していくと、かなりの数が伝播するという可能性があります。爆発的に伝播する可能性もあるので、そのツールとして大変私たちも注目しています。そして、早速ホームページに「いいねクリック」というのをつけたら、午後、すぐに担当の職員がつけましたら100人近くが座間味のトップページに、いいね、いいねということで、ホームページを取り込んでいます。大変私たちも、この質問があって勉強し始めてですね、大変すばらしい道具だなと思っています。それで、無限の広がりがある、可能性のあるコンテンツをつくらないといけないんです。座間味ブランドのコンテンツをつくらないといけないし、フォロワーも獲得しないとイケない。いろいろ課題はありますけれども、若い職員はすぐ実行に移す職員もいますし、若い職員の知恵と発想ですね。この座間味ブランドをぜひ、このツールを活用して情報発信を進めていきたいなと思っています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

よくわかりました。情報発信という分野で顔が見えるフェイスブックはすごく効果的な発信ができると思っております。今、話があったように村のホームページに「いいねボタン」がつけましたね。今は確か90人ぐらいのアクセスがあります。この90人で、お1人当たり統計によると140のつながりを持っているということですから、90人が閲覧したということは、後ろに約1万2,000人存在し、わずか20時間の間に

座間味村役場公式ホームページを見ているわけです。この数この情報伝達の早さは凄いです。ここをうまく利用しない手は絶対はないと思いますので、今言ったように村の情報、あと観光情報、イベントですね。そういうのもどんどん発信するようなサイトを立ち上げていただきたいと思います。あと、実際、横浜市のほうですけども、横浜市はインバウンドの誘致促進につなげるために、実際にスマートフォン、このSNSというものを利用するに当たってスマートフォンというのがすごく利用されているんですけども、スマートフォンでいわゆる横浜の観光情報を発信するサービスがもう始まっています。これは約4カ国語に対応して、いわゆる横浜までのアクセス、自分が住んでる外国人がアクセスした場合には、例えば中国からこの横浜に来るまでの細かな情報が出るわけですね。いわゆるホテル、レストランの情報、あと写真、地図ですね。あとキーワードなどから自分が行きたいところが即座に検索できるというシステムがもうでき上がっております。これは横浜市ですね。あと、逆に観光情報とか村の情報だけじゃなくて、災害時です。災害時の情報というのも、これはすごく活用できるんですね。11月の日にちは忘れたんですけど、日経新聞でですね、防災情報地域SNSで、もう既に始めているところは新聞、日経の情報によると約5カ所の自治体が既に始めています。これは、いわゆる災害発生時には電話だとかホームページだとか、そういうのが結構パンクしてくる状況があると。確かに携帯電話を使って、電波ですので、携帯の電波が届かなければ発信できない状況ではあるんですけども、一瞬にしてやはり、このSNSをうまく使えば、瞬時に正確な情報が一気に伝えられるというメリットがありますので、こういう災害情報にもぜひ今後、うまく活用していただきたいと思います。このSNSがここまで普及した要因というのは、先ほど申し上げたようにスマートフォンというのがあるんですけども、村長はスマートフォンでよくやられていますよね。そういうのをですね。このスマートフォンもですね、ちょっと耳の痛い話かもしれませんが、すみません。スマートフォンというのは、いわゆる小型の端末機を持ち歩いているような感じなんです。いろいろな機能が入っていると、いわゆるGPS機能が入っていますので、何が申し上げたいかと言いますと、海外旅行に私が行った場合にパンフレットをもらうんですよ。歩いていると、自分がどこにいるかわからないんですよ。ですから地図を持って自分のいる場所がわからないので、全く無意味なんです。ですから自分が今、大体どこにいるかということが非常に知りたいわけですね。それで去年のたしか12月にも私、要所要所の景勝地で番号の看板を立てて、ここは何番ですというふうにすれば地図上に何番という番号を打ってわかるようにしてくださいということをずっとお願いしていたんですけども、もう半年たって今は状況が変わっています。このスマートフォンを使ってやったほうがいいんじゃないかというふうに思っております。それぐらい今はSNS、スマートフォンをうまく活用すれば、誘客には少なくともつながるんじゃないかなと私は考えておりますので、ぜひこういう話し合いがまたできるような組織、これもまた戦略会議ですけども、立ち上げてほしいと思うんですが、村長、SNSを活用していろいろ情報を発信されていますが何か感想、今後の課題よろしくお願ひします。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

私もSNSといいますが、フェイスブックを始めて2カ月、3カ月ぐらいになっておりますが、私の場合は140名足らずの、足らずと言ったら失礼ですが、140名の繋がりなんですけれども、その後ろを計算していくとですね、多分1万人弱になると、1万人は超えると思っております。そういうことで、ダイビングを昔していた写真をアップしてみたり、夕日をアップしてみたりということで、それをシェアしていただくということは、確実に観光PR活動につながると思います。また個人の日常の思いだけではなくて、観光振興にも役立つということでやっております。先ほど祐司議員からも話がありましたように、観光地をどう

やって売っていくかというときに、今は東京で、もう既に実証実験が始まっているんですね。電信柱とかにQRコード、それを何カ所かに置いて、そこに当てると、その場所の説明だったり、どこどこに行くための道案内が音声で出てきたりと。もうすごい、そういう世界がどんどん進化して行ってですね、私たち人間のほうがついていくのが大変じゃないかという状況になっているのも事実ですが、やはり、これに乗り遅れると観光にもひびいてくる部分があるというか、ひびくと言うよりも積極的に参入していったほうが、よりお客さんを多く獲得できる可能性があるということもありますので、私もフェイスブックをしっかりとやりながら、行政の中でもどういうソーシャルネットワークサービス、ネットワーキングサービスが事業可能なのか、それらを一生懸命勉強させていただきたいと思っています。

○ 議長（中村秀克）

7番 宮里祐司議員。

○ 7番（宮里祐司議員）

是非宜しくお願い致します。そして勿論今までのパンフレットを使った観光案内、もちろん御年配の方々、やはりそういうのを使いこなせない方もいらっしゃるから、それとあわせまた新たな仕組みを取り入れて、誘客、あとトップセールスですね、お願いしたいと思います。最後に余談ですが、スマートフォンの世界シェアは2016年には53%になると言われておりますので、外国人はほとんど持つてくると思います。ぜひ、この構築ですね、よろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。

○ 議長（中村秀克）

以上で7番 宮里祐司議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6. 議案第38号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてから議案第40号 座間味村行政機関設置条例の一部を改正する条例についてまでの提出議案の説明を求めます。宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

議案第38号

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件
に関する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例を制定することについて、議会の議決を求める。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

座間味村総合計画を議会に提案し、議決するためには、条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提案する理由である。

議案第38号

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決事件の指定)

第2条 議会の議決すべき事件は、座間味村の総合計画の策定、変更又は廃止に関することとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号

座間味村課設置条例の全部を改正する条例について

座間味村課設置条例（平成19年座間味村条例第19号）の全部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

阿嘉・慶留間出張所を設置し、各課の事務分掌を整理するため、本条例を改正する必要がある。これが、本議案を提出する理由である。

議案第39号

座間味村課設置条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、課の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(課の設置)

第2条 村に次の課を置く。

- (1) 総務課
- (2) 住民課
- (3) 公営企業課
- (4) 産業振興課
- (5) 会計課

(課の事務分掌)

第3条 総務課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 議会及び村の行政一般に関すること。
- (2) 職員の人事及び給与に関すること。
- (3) 村の予算、税その他の財務に関すること。
- (4) 広報及び広聴に関すること。
- (5) 消防及び交通安全に関すること。
- (6) 選挙に関すること。
- (7) 村政の総合的企画及び調整に関すること。
- (8) 阿嘉・慶留間出張所に関すること。
- (9) 統計（他課の所掌に属するものを除く）に関すること。
- (10) 電子計算機処理に関すること。
- (11) 情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (12) 公営住宅の管理に関すること。
- (13) 村長の指示する特命事項に関すること。
- (14) 他課の所管に属しないこと。

2 住民課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 社会福祉及び社会保障に関すること。
- (3) 保健衛生に関すること。
- (4) 請願・陳情に関すること。

3 公営企業課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 簡易水道に関すること。
- (2) ダム管理に関すること。
- (3) 下水道に関すること。
- (4) 船舶運送事業に関すること。
- (5) 観光集客業務に関すること。

4 産業振興課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 農林、水産及び畜産に関すること。
- (2) 道路、河川、橋梁及び海岸に関すること。
- (3) 港湾、空港及び公営住宅に関すること。
- (4) 商工業及び観光に関すること。
- (5) 雇用対策に関すること。
- (6) 環境衛生に関すること。
- (7) 土地利用に関すること。

5 会計課においては、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 歳入歳出予算の収支決算に関すること。
- (2) 現金の出納及び保管に関すること。
- (3) 物品の出納に関すること。
- (4) 現金及び財産の記録管理に関すること。

- (5) 支出負担行為の確認に関する事。
- (6) 有価証券、株券等の保管に関する事。
- (7) その他会計事務に関する事。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第40号

座間味村行政機関設置条例の一部を改正する条例について

座間味村行政機関設置条例（平成4年座間味村条例第10号）の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

阿嘉・慶留間出張所を設置するため、本条例を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

議案第40号

座間味村行政機関設置条例の一部を改正する条例

座間味村行政機関設置条例（平成4年座間味村条例第10号）の一部を次のように改正する。
第2条表座間味村那覇出張所の項の次に次のように加える。

座間味村阿嘉・慶良間出張所	座間味村字阿嘉
---------------	---------

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○ 議長（中村秀克）

以上で提出議案の説明を終わります。

日程第7．議案第38号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第38号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第39号 座間味村課設置条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番(金城善昇議員)

議案第39号、これは阿嘉・慶留間出張所を設置しということにはなっているんですけども、提案理由はですね。でも、条例に関しては座間味村の課設置条例ということですので、本当はこういうものは議会の二、三日前に出すのではなくて、もっと前から出してもらいたいですよ。これはなぜかと言ったら、これが出るのが遅いと一般質問の内容も変わってくるということで、この間、私、お話申し上げたんですがね、実は先ほど私、総務課と産業振興課と公営企業課の一部をやって、観光振興に関して進めるようにという話をしましたけれども、本来、私はこれは39号の第2条の中に5つの課がありますけど、私はここに観光商工課をつくったらどうかというものを本当は提案したかったんですよ。でもこれが出てきていますからね、それは議論にならないと思って今回は取りやめましたけれども、こういうのは前もって出してもらって、課がこれだけで本当に機能するのかどうかというのを議論したかったんですけども、村長は私が今言っている観光に関して、そういう課を設置する気持ちはないかなと。これはなぜかという、ここに各課の事務を掌握するためのものも必要だということで書いてありますけれども、今の公営企業課において、船舶と上下水道の業務と本当にこの一つの課でいいのかどうか。非常に疑問があるんですよ。なんで船舶が上下水道のことを同じ課長で事務掌握をしないといけないのか。こういう支所をつくるにしても、そういうところは必要ではないのかなと。事務を逆に公営企業課から離して、両方を離して船舶と産業振興課の一部というのをくっつけてやるとか、そういうものが必要ではなかったかなと今、思うんですよ。別に課をつくるために阿嘉の文書をつくるために、資料をつくるためにこれが必要であるから反対はしませんよ。でも、もうちょっと議論が必要ではなかったかなと考えます。村長、ちょっとだけでいいですから、その辺の考えをお聞かせください。

○ 議長(中村秀克)

宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

金城議員のおっしゃるとおり、もうちょっと早くこの内容を議員の先生方皆様にお知らせすべきではありましたが、なかなか内容の検討の時点で、あるいは法令等との絡み、その辺もありまして詳細が決定する

のが遅くなってしまいましたこと、そして二、三日前といいますか全員協議会の中でしか報告ができなかったことに対しては本当に素直におわびを申し上げたいと思います。また、観光に関する一つの組織が必要ではないかという話に関しては、すべてがそうだと言いきれない部分もあるんですけども、全体的な考え方としては観光振興をしていく本村においては、それは一つの組織として持つというのも一つの考え方だというふうには認識をしております。先ほど来、話をさせていただいている、議論をさせていただいている仮称ですけども観光協会が設立できるのかできないのか、あるいは商工会の観光推進部会とか、その辺の絡みでいろいろと議論をさせていただくことに先ほども「させていただく」という回答をさせていただいております。その中でですね、すぐにつくるということはできないと思いますけれども、その議論の中で必要という結論が出ればですね、また課の中で、いわゆる私たちは経営会議と言っておりますが、経営会議の中でいろいろと検討させていただいて、つくるべきであれば、またそのときには皆さんに御相談をさせていただいて、課の設置については議論をさせていただきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

ちょうど一般質問とこの議案等が重ならないように工夫していただきたい。私たちが普段から考えていることを一般質問でやろうとしても、このようにダブってきってしまうとまずい部分があるから早く出してくれという話をしているわけですよ。今回の反省も含めてですね、3月は最低でも議会の二週間以上前には出してもらえないでしょうかと私は思っているんですが、総務課長できそうですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今回ですね、議会の一週間前という慣例があるようで、12月8日にお配りするところを9日になりました。そしてまたさらに二週間という御要望ですけども、できるだけ頑張っていきます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

課設置についてちょっと質疑をやりたいと思います。総務課におきましては34目のうち14目に絞っております。そしてまた住民課においては16のうちから7つに絞っております。産業課においては21から7つに絞っておりますけれども、これは人員の減があるのか、第1点目にそれをお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず今回の改正理由が阿嘉・慶留間出張所の設置。そして課の事務分掌の整理ということでありました。人員に関係なく統合できる表現。すっきりさせようということをやっています。関連しますので前もって言いたいと思いますけれども、今度、阿嘉・慶留間出張所をつくるということはですね、定数条例がございまずから、どこかをスクラップにしないといけないということで今、経営会議、村長を中心にそこでみんなで議論をしているところです。ですから、減るといのは間違いなく出てくると思います。どこかの課が1名を減をするという、所長が生まれますから、減をするということはどうしても避けられないと思っております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

特に総務課におきましては今回、阿嘉・慶留間に出張所を置くということは、大変阿嘉・慶留間の住民にとりましては非常に素晴らしいものだと私は思っております。これはどうしてかと言いますと、阿嘉・慶留間から印鑑証明、あらゆる証明等をもらいに来的时候に、600円の往復運賃を払って、さらにまた窓口で払うと、非常に負担が多かったわけですが、このようにしてやったということで非常に私は素晴らしいものと思っております。特に住民課におきまして、この文書の中に国民健康保険事業と国民年金が入っていないんですけども、それは住民課のどれにあたいしてやっているのか。この1点とですね、それと産業課の土木と漁港関係、それから農業委員会という組織があるんですが、これもこの文書の中には入っていないんですけども、何で省いたのかちょっとお聞きしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず新旧対照表で見てですね、こんなものかという感じのイメージをつくっていただきたいんですけども、まず4ページです。議会、これまでは議場、古いのはですね、現行が儀式及び表彰等に関することというようにありますが、そもそも議会を一番にすべきかなと思ひまして、議会及び村の行政一般。この行政一般を使いますとですね、行政一般とは何ぞやと言ったら告示式。条例に関することも行政一般ですと。また後ろにもですね、いろいろ行政一般、当然、座間味村ができるとですね、やらなくてはならない。議会と行政一般という形で集約しています。そして今、具体的に御質問のあった住民課は6ページになります。

(9) 国民年金とか(10)の老人保健医療とか、まずは社会福祉という言葉はとても概念が大きいです。まずは社会福祉に関することって(4)にありますけれども、社会福祉及び社会保障。まず社会福祉とは老人福祉から児童福祉から母子福祉、すべての福祉を社会福祉と呼んでいます。そして、社会保障というのはまさしく国民年金であったり介護保険であったりという、そういう補償です。ですから、こういうふうにまとめますと、大きくくりができるという整理にしています。そして農業委員会の農林水産、農林に関することという部分でまとめる。そして土木とかですね、港に関することはですね、これも水産という形ですね。3番の港湾というところは阿嘉漁港。慶留間港で大きくくりな分野でやっています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

私は、このことはよくわかるんですけども、非常にこれを入れたために、何か支障があるのかというのが非常に疑問なんです。何でこんなに大きく、あんな細かいのを何でこんなに絞って、わかりにくいんですね、非常にこれ。以前みたいに農業委員会とか、国民健康保険とは特別会計でしょう。この中に入れないで福祉に入っていますというのは、だから、この分掌をたくさんやるから経費が多くかかるのか、それとも、こんなものがあれば省いてもいいんですよ。だから、なるべく条例的なものというのは、皆がわかりやすくやったほうが私はいいと思うんですね。だから、今みたいに産業課におきましては農林水産とあるが、土木も本当は入れないといけないですね。農林土木水産とかですね。だから、このようにしてわかりやすいように持っていけないと、省いたからって、これは何か経費が多くかかるとか、いろいろなものだったらいいですよ。これは書いていても何も策もないと思いますよ、この課の設置においても。だから、これはですねもう一度洗い直してやったらどうかと思いますが、その説明をしてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

お答えします。今わかりやすいというのはいろいろな方法があると思いますけれども、たくさん羅列してわかりやすいし、またシンプルにしてわかりやすいの也有ります。そして真似たのは国頭村、南風原町、あの辺を真似ています。渡嘉敷村もこういう形ですね。いわゆる第1号総務課、第1号がなかったりして、まず条例のそもそもの部分の過ちではないんですけれども、昭和47年、先輩たちがつくった部分で、ちょっと今の条例の法規上合わない部分もあって、そして流れとしては一応シンプル化というのが今の流れです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

私が非常にあれするのは、何で座間味村の場合には、何で人の技術を真似るとか、どこどこを真似るとか、こんなものは非常に議会としましてですね、非常に残念に思うんですよ。執行部というのは自分たちで決めたと、自分たちでこれだけやっていますということを言うのであって、隣村がこうだからこうだ、こうだと、こんなやり方は私は今後非常に注意してもらいたいと思います。また、文言においても隣村のこうやって、このようにやっていますとか、こんなものは書かないでください。恥ずかしいですよ、これは。いつまでも残るものですから、こんなことはやらないでください。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

簡素化をさせていただきましたということなんですが、実はですね、歴史で言うと525ページになるんですけども、執行機関の中での行政の組織の規則というのがありまして、各課の、例えば総務課の総務係は何の仕事がありますよという、細かいのが実はここで載っているの、これはこれでありますから、同じようなことを二度書くこともないだろうということもありまして、今回は条例のほうは簡素化をさせていただいておりますけれども、規則の中ではしっかりと細かく書かせていただいております。その中で職員の仕事の分担、あるいは住民に対するわかりやすさというのはフォローできると思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

非常に簡素化されて、私にとっては見やすくいいのではないかなと思います。ただ公営企業課の新しいもので、観光集客業務に関するところが、古いものでも観光、集客業務に関するのと横滑りで入っています。

それから、もとの産業振興課の、これは15番ですか。観光の振興に関するところが、もとの右側の産業振興課の15番目ですね。観光振興に関するところが左側の新たな産業振興課においては商工業及び観光に関することとちょっと表現が変わっているんですけども、それも短縮されていると思います。観光集客業務は公営企業課でいいのでしょうか。現場としてはどう…。たとえばこの間、アイランダーでキャンペーンをしていると思うんですけども、そういったのも集客業務と何か乖離 されませんか。もう一つ、ついでに、先ほど来出ている国立公園に向けてのとか、自然環境保護とか、いわゆる自然環境部門、自然保護部門が新しいところではどこに行っているんですかね。総務課の、他課に属しないものなのか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

こういう場合はですね、まず観光全般にわたる部分が産業振興課の所管で、特に公営企業、船舶を使って集客、観光を集客するという具体的な業務というふうに位置づけますので、言葉がバッティングする場合はですね。商工業及び観光に関することということで、大きくりにしているところが産業振興課。観光集客といたった船舶に関してやる、そういうPRがございますね、アイランダー2011。そういうものは産業振興課が業務としてやっている、整理ですね。そして、環境としたときにはですね、おっしゃる今の自然公園法の件は産業振興課にあるんで、6番で一応見えています。環境・衛生に関することということで、この部分で自然環境も含めて見ているということになります。以上です。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

自然公園とか、そういった自然環境の部分とこの環境衛生とは違うんじゃないですか。環境衛生はごみとか、そういった衛生関係じゃないかなと思うんですけども、それは違うと思いますよ、ごみとかとはですね。今はもちろん産業振興課がやっているのは環境衛生課そのままだと思うんですけども、先ほどの話に戻ります。観光集客業務は船の売り上げアップのことだけだったら、ちゃんとそれを書いたらどうですか。観光集客といたった船の売り上げアップだけじゃないでしょう。そこに何か、いや、担当者の用語の解釈だと思えますけれども、売上アップにはみんな職員一丸頑張ると思うんですけども、ただ、そのバックには観光集客があって初めて船が売上げたり、あるいは売上が増になったり、民宿の売り上げ増だったりと使われるので、そこはちょっと表現が観光集客業務が公営企業課なのか、基のものもあるので、余りいちゃもんをつけているわけじゃないんですけども、そしてもう一つ、さらに自然環境についての環境と、この環境衛生は完全に切り離されていると思います。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

宮里 哲村長。

○ 村長（宮里 哲）

ただいまの御指摘、確認させていただきましたところ、私たちの書類に訂正がございますので、報告をさせていただきます。まず6ページの3公営企業課においてははというところの（5）ですね。これが削除でございます。そして、さらにその4の（7）土地利用に関することの下に（8）で自然環境に関することということを挿入させていただきます。一文削除、一文挿入ということで御訂正をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。大変失礼いたしました。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

私も阿嘉島に出張所を設置するのは大賛成です。阿嘉慶留間の住民はわざわざ座間味に来なくていいですから、是非設置して頂きたいと思います。前に阿嘉分室が設置されて、そしていろいろな業務、住民課のものが主ですかね。だったと思います。それがいつの間にか消えているんですよ。これは多分、区長に委託して業務をさせたのか、多分そうだったんじゃないかなと思いますけれども、いつの間にかそれが消えて、今、先輩議員に聞いてみましたら、いろいろな規制がありまして、変わりがまして、それで分室ではこういう業務ができなくなったということで、その業務がなくなったということを教えてもらったんですけども。これ地域住民は全くわからないですよ。自然に消えていると。地域の方々は、役場がするのは設置はして、いつの間にか消えていると、何なのかという意見ばかり聞こえます。これはどういう流れで、いつ何ときどきという形で流れてなくなったのか、その辺ちょっと簡単に。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

前の全員協議会でも資料をおあげしたとおり、平成五、六年にそういう分室を設置してというふう聞いております。そして1年足らずで。そして法的な部分があいまいだったので、今回はまさしく職員を置く。どうしても徴税吏員というのがありますので、税金を納めるというのは非常勤でも区長さんでもできないものですから、そういう整備。そしてあとはですね、そういう説明もぜひ今後は議会で議決されましたら、住民説明会を2月以降、設置に向けて。事務方で今、調整していますので、それがあ程度固まって定数とか業務の配置とか固まってきたら、こうこの業務をやりますということの住民説明会を一応計画はしています。ちょっと過去の経緯は今のような平成五、六年ごろだったとは聞いています。1年足らずでなくなったと聞いています。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

はい、わかりました。地域住民がちゃんとわかるようにですね、設置したからにはちゃんと、今説明があったように地域住民説明会を開いて、業務的には内容的にどういう業務を阿嘉・慶留間出張所のほうでやるというふうな形の部分をぜひちゃんと報告していただきたいと思います。お願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮里清之助議員。

○ 6番（宮里清之助議員）

阿嘉・慶留間出張所が設置されますと、今現在、区長に委託している行政委託事務がありますよね。その内容が若干、今度、阿嘉・慶留間で変わってくるのかなということなんですけれども、今、役場はないということで手当も違いますよね。行政委託の業務も。そこら辺のことについてはどうなるんですか、教えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今の御指摘も含めてですね、この阿嘉・慶留間出張所にどういう業務を位置づけるのか、そしてどういう業務を委託していた部分から持ってくるのか、既に委託でやっていたとされた部分をどう整理するのか。いろいろ課題がございます。今、条例ができれば年明けはこういう作業に移って、3月の開所は皆さんに説明できるようにですね迎えたいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

さっきの5番、金城議員とちょっとかぶりますけれども、これ住民課の仕事が主になると思うんですけど、今現在でも何か書類をとる場合には、証明書をとる場合には本人である証明書と、あとは違う人のをとる場合は委任状がありますよね。委任状の制作は本人たちでやってきなさいでありますから、年寄りなんかはそれができないわけですよ。実際、目の前にあれば、すぐに発行してもらえるんですけども、これを今欲しいというときに、阿嘉・慶留間ができた場合には、そういう委任状を持っていないとか、家族でよく戸籍抄本をとって送れとか、謄本をとって送れとかいう場合があるわけですよ。そのときに委任状をつくれないう年寄りの場合はどうするのか。あと、証明書を持っていない場合がありますよ。はっきり言いましてね。年寄りには免許証がなかったりとか、そういう顔写真入りの証明書がない場合があります。そのときにどうされるのか。今でさえ役場に来てさえも難しいのに、そういうところはどういうふうにして、それができるのか。証明書の発行ができるのか。この辺をちょっと業務に関して。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

先ほどですね金城議員がおっしゃいましたように、御本人さんの身分を保証するという意味で必ず証明書を添付させていただいております。顔見知りだからといって発行することは決まっておきません。例えば御家族の方が身分証明書をとらずに、息子さんのものをとりにいらっしゃることがございますけれども、2つ以上の証明書、例えば後期高齢者医療の受給者証、年金の証明書、この2点で確認させていただいております。免許証をお持ちでない場合も必ず身分証明書を添付してから発行させていただいております。あと、戸籍の中では同一戸籍内でないと発行できないということがございまして、ほとんどの場合、例えば息子さんでしたら、息子さんのほうに連絡をとらせていただいて、御本人さんのほうに郵送という形でサービスのほうをさせていただいております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

この証明書発行の場合には、機械といいますか、コンピューターがここにあるわけですよ。阿嘉・慶留間から職員が受けました、証明書を持っていきましたとなった場合には、その機械があればそこですぐできるわけですよ。機械が今からやるとしても相当の金をかけてやるわけですよ。その計画はどうなっていますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

おっしゃるとおりですね、機械を富士ゼロックスさんというところがございまして、機械を導入すればかなりのコストがかかることになっております。まず、次年度に関しましてはですね、今はみつしまのほうを使いまして即時発行という形ではなく、御本人さんの確認をさせていただいた上で船で送り、また船で受けるという形になっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

多分ですね、今役場にある機械と同じようなものを置かないと、その機能は果たせないと思うんですよ。今はミツシマでやるからということでありますけれども、これは逆に言えば、ずっとやりますよということなのか、それとも何千万円かかってもやりますよということなんですか、どっちですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美住民課長。

○ 住民課長（宮平真由美）

実はですね、ファックスのような機械を置いて送信するというシステムがございまして、竹富町とかはそのシステムを使って実際稼働しております。大体、年間リースで100万円ほどかかるんですけども、たくさんのお金を現在、発行しているわけではございませんので、費用対効果を考えながら導入に向けて検討していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

私が今、まさに聞いたかったのはその費用対効果。恐らく100万円と言ったら、阿嘉・慶留間の人たちがとる証明書では10年ぐらいかかるんじゃないですかね。座間味村全体でも1年では100万円分の証明書というのは発行はされていないと思うんですよ。だから、こういうものをサービスに生かしてやるのもいいけれども、その辺のこともよく考えてやらないと、形上はよくなりましたよ、そのかわり皆さん、税金は多くなりますよということはやらないようにしてくださいよ。今さっきおっしゃったように、みつしまは1日3回も4回もあるわけですからね、県とその辺の事務掌握といいますか、やれば、連絡もちゃんとすれば、ここでやって翌日にはどんなに遅くても翌日にはつく。朝お願いしたら昼にはつくというような感じで、夕方受け付けた分は翌日の朝一番にオーケーですよということをやれば、逆にそんなに金はかからないということもありますので、その辺のことはよく考えてから導入してください。サービスはよくなりました、しかし、お金はたくさんかかりましたので税金をお願いしますというのはやめてください。お願いしますよ。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 座間味村課設置条例の全部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第39号 座間味村課設置条例の全部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第40号 座間味村行政機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 座間味村行政機関設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第40号 座間味村行政機関設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○ 議長(中村秀克)

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開いたします。

日程第10. 議案第41号 平成23年度座間味村一般会計補正予算(第4号)についてから議案第47号 平成23年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの提案理由の説明を求めます。
宮里 哲村長。

○ 村長(宮里 哲)

議案第41号

平成23年度座間味村一般会計補正予算(第4号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村一般会計補正予算(第4号)

平成23年度座間味村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215,389千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,564,276千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年12月16日提出
座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		802,207	79,000	881,207
	1 地方交付税	802,207	79,000	881,207
12 国庫支出金		96,370	11,552	107,922
	2 国庫補助金	74,935	11,552	86,487
13 県支出金		75,769	1,575	77,344
	2 県補助金	28,896	1,575	30,471
16 繰入金		111,794	45,953	157,747
	1 特別会計繰入金	1	45,953	45,954
17 繰越金		14,900	88,430	103,330
	1 繰越金	14,900	88,430	103,330
18 諸収入		11,528	279	11,807
	4 雑収入	11,494	279	11,773
19 村債		90,809	△11,400	79,409
	1 村債	90,809	△11,400	79,409
歳入合計		1,348,887	215,389	1,564,276

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		40,954	346	41,300
	1 議会費	40,954	346	41,300
2 総務費		192,885	140,221	333,106
	1 総務管理費	160,069	140,221	300,290

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		142,751	1,900	144,651
	1 社会福祉費	120,509	1,575	122,084
	2 児童福祉費	22,239	325	22,564
4 衛生費		112,438	1,241	113,679
	1 保健衛生費	77,005	1,241	78,246
6 農林水産費		64,254	△196	64,058
	1 農業費	14,716	△76	14,640
	3 水産業費	25,683	△120	25,563
8 土木費		119,176	2,510	121,686
	4 港湾費	5,167	467	5,634
	5 下水道費	36,918	2,043	38,961
10 教育費		328,262	463	328,725
	2 小学校費	204,615	463	205,078
12 公債費		231,218	50,416	281,634
	1 公債費	231,218	50,416	281,634
13 諸支出金		45,935	18,488	64,423
	2 公営企業費	45,929	18,488	64,417
歳出合計		1,348,887	215,389	1,564,276

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
過疎債	千円 49,400	証書借入 又は 証券発行	年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。	千円 38,000	証書借入 又は 証券発行	年6%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公営企業 等金融機構、 沖縄振興開発 金融公庫、縁 故(民間)銀 行等につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 但し、財政等の都 合により据置期間又 は償還期間を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低金利債に借 換することができる。 ただし、起債の全 部又は一部を翌年度 へ繰越して借入する ことができる。

議案第42号

平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度 座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成23年度座間味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,241千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,369千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		46,662	1,241	47,903
	1 繰入金	46,662	1,241	47,903
歳入合計		190,128	1,241	191,369

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		139,393	1,241	140,634
	1 営業費	139,393	1,241	140,634
歳出合計		190,128	1,241	191,369

議案第43号

平成23年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度座間味村の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,078千円と増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47,991千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		36,918	2,043	38,961
	1 繰入金	36,918	2,043	38,961
5 繰越金		1	35	36
	1 繰越金	1	35	36
歳入合計		45,913	2,078	47,991

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		11,821	2,078	13,899
	1 下水道事業費	11,821	2,078	13,899
歳出合計		45,913	2,078	47,991

議案第44号

平成23年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度座間味村の漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,194千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		22,414	△120	22,294
	1 繰入金	22,414	△120	22,294
6 繰越金		1	120	121
	1 繰越金	1	120	121
歳入合計		27,194	0	27,194

議案第45号

平成23年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求めらる。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

平成23年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度座間味村の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,854千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		5,154	△76	5,078
	1 繰入金	5,154	△76	5,078
6 繰越金		1	76	77
	1 繰越金	1	76	77
歳入合計		5,854	0	5,854

議案第46号

平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度座間味村の航路事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,798千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ693,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		619,033	74,798	693,831
	1 運航収入	571,102	55,616	626,718
	2 営業収益	2,001	694	2,695
	3 営業外収益	45,930	18,488	64,418
歳入合計		619,038	74,798	693,836

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 運航費用		387,434	28,818	416,252
	1 旅客費	3,800	360	4,160
	5 燃料潤滑油費	125,680	26,418	152,098
	9 船費	250,685	2,040	252,725

款	項	補正前の額	補正額	計
2 営業費用		96,973	53	97,026
	4 航路付属施設費	933	53	986
8 諸支出金		0	45,927	45,927
	1 繰出金	0	45,927	45,927
歳入合計		619,038	74,798	693,836

議案第47号

平成23年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

平成23年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成23年度座間味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,772千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」による。

平成23年12月16日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出補正予算

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		1	26	27
	1 繰越金	1	26	27
歳入合計		9,746	26	9,772

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 支 出 金		3	26	29
	2 繰 出 金	1	26	27
歳 出 合 計		9,746	26	9,772

以上でございます。よろしくお願いたします。

○ 議長（中村秀克）

これで提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第41号 平成23年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一般会計の9ページ、諸収入とありますけれども、この中で雑入が27万9,000円あるんですが、これはどういう収入でしょうか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

まず、ホエールネット。阿嘉・慶留間、そして渡嘉敷に向けて発信しているネットの電波塔があるんですが、これ無停電化という形ですね、台風6号で停電してですね、阿嘉が1週間混乱したと。ネットが使えなくて混乱したということを教訓にですね、いろいろな無停電化を実施したいということで、あの財産はですね、渡嘉敷村と折半になっているものですから、50万円ぐらいの無停電化の配線をやります。そうすると半分は渡嘉敷さんに持っていかれていますよということで協定を結んで、それを50万円の工事はこちらが発注して半分以上を雑入に入れるという仕組みになっています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

単なる、いわゆる折半した部分が入ってきたから収入という形になったというだけですね。本当はこの雑入を私は補正でもっともっとほしいんですよ。これはどういうことかと言ったら、調査監が総務課長をやっている時代からですね、私はずっとお願いしているのがあるんですよ。船員に対してふるさと納税を勧めたいということを、ずっと言い続けているんですけども、今、船員からふるさと納税は何名ありますか、その辺ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

ちょっと私が決裁している中で、船員だというのは気づいていませんから、多分ないかと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今年度に入りまして、ふるさと納税は今現在どれぐらい寄附金がありますか、その辺をちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

大変今、大ざっぱで申し訳ございませんが、決算のときにですね、決算を9月に議論をしたときに、例年は大体200万円ぐらい入りますということで、あの時点でもそういう推移でしたので、今も200万円ペースで入ってくるかと思います。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これは何でかと言いますと、これは宮里清之助議員とも今年度初めに話したんですけれども、東北の大震災があると。そのときに、多分ふるさと納税というのは減るんじゃないかという話があった中で、さらに何で総務課は船員に対して給料は払っても税金をお願いすることはできないのかという話になったんですよ。こっちから年間何千万円もお金を払っておいて、一銭も税金が入らないというのは、これはおかしな話ですよ。竹富町は石垣島に役所がある観点から、ほとんどの人がふるさと納税をやっていますよね。職員自体が。なぜ座間味村は、そういうものがありますよと言っても、積極的にやろうとしないのか、この辺がよくわからないんですが、総務課長は船員に対してそういう働きかけをして、手続は役場ができますよということを見せてあげる気持ちというか、やることを考えていますか。その辺をちょっと。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

前にですね、そういう説明も実施しておりますし、私自身もですね、今回の人勧もですね、村長の命を受けて説明を丁寧にしました。そして今回もまた、そういう機会をふやしてですね、また人勧にも説明しましたし、今後はいろいろ、労使交渉も今、山場になっているので、ぜひ説明会を十分にやって、そして労使の信頼関係を構築した上で、さらにこういうふるさと納税についても提案をしていきたいと思えます。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今のは船員との間の労使交渉ですか、船員の立場は職員にはなっていないですか、座間味村の職員には。これは前にちゃんとそういう話し合いがあったんじゃないですか。船員法でやるのか、職員法でやるのかと。一方に固まってはないんですか、まだ。固まってないと座間味村の職員の身分でないんだっらないで、はっきりさせないと、前もそのために前の調整官もそういう苦勞をしていたはずなんです。要するに座間味村の職員としての指定でやるんだということですね。給与体制なんかは職員共済でやっているんじゃないんですか。これは単なる船員年金でやっているんですか。この辺、ちょっと教えてください。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今の共済に関しては職員共済だと思います。特別彼らは船員の保健手帳をお持ちかと思えます。ちょっとこの辺、詳しくはわかりませんが、今の労使問題に関しますと、まず彼らははれっきとした労働組合を持って

います。そして、公営企業法ですので、きちっと労使交渉しないとイケない。それで船員法に基づいて、彼らを超勤させる場合には届出をちゃんと、締結を結んでですよ。総務課に出すということもありますので、それがちょっと今、滞ってしまっているという部分があって今、労使交渉を続けて。もうすぐ山場を迎えるところです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

一般の身分はね、座間味村の職員として一方では船員法に守られていると、そんな二つの身分を称するよななものなおかしいことになると思うので、どっちか一つにつかないと、やめてくれというぐらい言わないとだめですよ。職員なら職員、職員で身分を保証されないと、されなくてもいいから船員法をとるのであればそっちのほうへ行きなさいと。そうしないと、一方では「いや、公務員として保護されていますと」一方では「船員として権利を主張します」では通りませんので、どちらかにしてくださいよ。その上で、こっちから給料をもらっているんだったら、ふるさと納税をお願いしますということで、お願いしてくださいよ。はっきり言って、ここに100万円、200万円単位の補正が年間来るはずですよ。それだけでも大きくなりますので、この辺、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

13ページをお聞きしたいと思います。こちらのほうに繰り上げ償還が5,000万円あるんですけども、この事業名はなんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

臨時財政対策債の平成21年ごろですね、縁故ですから多分銀行ですね。沖銀さんとか琉銀さんとかを借りて2.67、つまり2.67%ぐらいの利息を今払っている状態なんですよ。そしてこれが今9,600万円ぐらいの特別交付税が入ってきたものですから、最初は二十数万円ぐらいの利息ではあるんですが、年間、恐らく15年償還になるとかなりの額が節減できるということで、今は繰上償還を考えて計上しているところです。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

よくわかりました。あと1点でございますけれども、航路事業の歳入の件でございますけれども、こちらのほうの収入におきましては航路事業のほうから繰入金として4,500万円余りのものが来まして、収入に入っているんですが、また繰り出しのほうは1,800万円あるわけですね。その改定的なものというのは、船舶のほうに例えば国の補助、または県の補助が入ってきていると思います。その起債はこちらが繰出しをやらなくて、1,800万円引いて残りを一般に入れたほうがよかったんじゃないかと思うんですけども、その点についてどう思われますか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

会計の透明性から言いますと、先月ですね、補助金の確定検査を受けまして、大体、大ざっぱですけども、6,900万円ぐらいが赤字。それで、これから査定行為がありますので、その額を見ないと何とも言えないのですが、これまでの経験のうちから、大体これぐらいは入るだろうということで、国、県の補助金をある程度予測をしてですね、一旦は入れます。その前に、4月にですね航路事業は4,500万円程度赤字でしたので、決算ができないということで一般会計を使って繰入充当4,500万円やりました。それじゃあ、まずはルールとしては6,500万円も入ると見込まれましたから、それを一般会計に返すのがルール。ところが、残りが一千数百万円しか残りませんけれども、そうすると次は燃料高騰が年度当初に比べて、ちょっと大ざっぱですけども、当初予算をつくった時点で七十五、六円。78円で当初予算をつくって、今現在が78円、80円近くなっていますが、かなり当初予算に比べて数円の値上げをしてですね、今は燃料費が2,600万円ぐらい欠損してきたという状況があるので足りない分、二千何ぼはもうありませんから、補助金では、足りない分を、差額分を繰り入れしていると。そして、いろいろ会計上、繰り入れするときのいろいろな公債費に返されるんじゃないかな。経営健全化団体ですので、いろいろ制限はありますけれども、燃料に充てるという充当性ははっきりしている場合にはオーケーということで、そういう形でとっています。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今、私が言っているのはですね、この繰出しというのは今、船舶は幾ら繰出ししているのかもわからないと思いますよね。1億円余るんじゃないですか。このように出てきていますね。だから、私が言いたいのは船舶と関係あるんですね。船舶の補正と関連があるんです。船舶に国、県の補助が5,500万円入り入っているんですね。入っている。支出のほうには1,800万円は一般から繰り入れやっていますでしょう。これは省いて、この1,800万円を引いたものを一般に入れて、繰り出しはやらないほうがよかったんじゃないかという意味ですよ。わかりますか、私が言っているのを。何で4,500万円入れているのに、まだなんで1,800万円繰り出しをやるの。私が言うのは、これに関連があるのは船舶と関連があるんですよ。船舶は5,500万円今、入っているわけですね。県と国の補助金が。だから、1,800万円は引いて、これは収入には入れないで、引いたものの支出、こちらの一般に入れるのは、後の3,700万円入り入れれば、繰り出しはやらなくてもいいんじゃないですか。一般から。その点です、私が言うのは。今、こうしても事務には何も変わりませんよ。なんで、何も入れないでそれだけ出すんだったら私は何とも言いません。だけど、4,500万円一般に入れているのに、また支出で1,800万円出す。それを出しているのを今、船舶の補正を見たら5,500万円入っているんですよ。こちらのほうから1,800万円入れて計算されているんですけど、その1,800万円を省いた、収入には入れないで3,700万円、これは繰り出したものを引いたものの支出に一般に繰り出しやればいいんですよ。そうしたらきれいですよね。だけれども、今みたいに繰り出しだったら、これはいつまで繰り出しで、いつ払うのか。これは相当の金が入っていると思いますよ、船舶は。だからその駆け引きというのは、ちゃんとやらないと、これは何か矛盾しているんですよ。それだけ入っているのに、また繰り出しをやるというのは、これは余りいい感じはしないんですよ。だから、船舶のほうのものも、あるいは1,800万円をこっちから入れない。あるから。だから船舶の繰り出しはやらなくてもよかったんじゃないかと、それがきれいだったんじゃないかと思うんですよ。だから、その点ちょっと考えて、非常にこんがらがると思うんですけども、そのほうがきれいだったんじゃないかと思っております。これは船舶と関連があるんですよ。船舶の補正と今。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

今のこういう会計とった理由、考え方としては一たん繰入充当4, 500万円しましたので、4月にですね。3月にしましたので、これを返してもらいますなんですけど、まず5, 500万円ぐらいが入ります。そして、繰り出すのに制限がありまして、繰り出しをするのには基本的には公債費には充てられない。公債に充てるとです、会計でごまかしになるので、基本的には、これは燃料高騰というはっきり理由がわかるところに、ここに充てます。というのは理屈が通るといことです。

○ 議長（中村秀克）

2番 金城勝英議員。

○ 2番（金城勝英議員）

今、お宅が言うところはよくわかっていますよ。わかっていますけれども、何で船舶から4, 500万円入れているのに、何で1, 800万円繰り出すか不思議だから今、言っているんですよ。この意味はわかりますか。何も入れなかったら不思議じゃないんですよ。これは繰り出すんだから。何で4, 500万円一般で入れているのに、また1, 800万円こっから持ってくるのか。だから、これを入れる前に船舶のほうで調整して、余ったものを一般に入れておけばきれいだったんだけど、帳簿のやり方は。以上で終わります。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ちょっとだけ教えてください。10ページ、ちょうど真ん中あたりに支出ですけども、財政調整基金へ1億3, 900万円。今現在、どれぐらい積立があるんですか。

○ 議長（中村秀克）

大城直人総務課長。

○ 総務課長（大城直人）

財調はですね、今140万円程度です。6月の補正にも使いましたし、台風でも使っています。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

わかりました。昨年度末で聞いた数字が頭にあったもので。それとですね、庁舎建設の基金はどれぐらいあるんですか。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。
金城英隆会計課長。

○ 会計課長（金城英隆）

質問のあります庁舎建設基金につきましては、決算時に基金の明細書で報告したとおり307万6,110円の現在高になっております。

○ 議長（中村秀克）

1番 大城 晃議員。

○ 1番（大城 晃議員）

ありがとうございます。厳しいですね。次の世代というか、次世代に青空行政ではいけないと思うので、立派な屋根つきの箱物をつくって渡さないといけないと思います。この庁舎建設については隣の渡嘉敷村が立派な庁舎をつくりまして、そして、もちろん向こうもこつこつためてきたかもしれないですけども、半分以上は自前で、基金で持つておかないと多分、融資は受けられないと思います。この先、何年になるかわからないですけども、そのビジョンに合わせてですね、急には建てられない話ですけども頑張ってください。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成23年度座間味村一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 平成23年度座間味村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第42号 平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

歳入歳出、繰入金が歳入が124万1,000円で、歳出が124万1,000円となっておりますが、この124万1,000円は何に使うために繰り入れてもらっているのか。去年の決算みたいに補正しておいて不用額にはしないでくださいよ。何のために入れていますか、お願いします。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。124万1,000円、その前に水道の営業費1目の水道総務費ですね。これから150万円です。7ページです。すみません。給料とか職員手当、これは人事異動に伴うものでありまして、3月750万円必要ないかということで、それを減して2目の水道施設のほうに回しています。そのトータルで274万1,000円ですが、差額で124万1,000円となっています。その124万1,000円の内訳としては需用費、役務費、工事費に分けてありまして、それぞれ。上位のほうで修繕費73万2,000円。これはですね、まず1点目が慶留間のお宮の下の階段のほうはかなり排水管が腐食して、水漏れがだんだん大きくなっています。本来は来年度予算、新年度に掲げようと思ったんですけども、水は大事なものですから、早目にやろうということで、この金額が37万4,000円。もう1点、実はウタハの流動計が壊れたものですから、急遽、阿真の排水地のほうを利用したものですから、この流動計を阿真の排水地に戻さないといけないものですから、この修繕費として35万6,000円、約73万2,000円ですね。

次、役務費の海淡施設築確認。これは管理手数料なんですけど60万2,000円。大体、建設終了まで月二、三回の管理をしながらやっていくという。これが60万2,000円。そして15節の工事請負費。この140万7,000円。実はこれ、当初は事務費で219万円組んでありまして、事務費が使えなくて3月までは。その事務費が今現在使っているのを合わせて78万3,000円。残りの140万7,000円は使えないということで、その分を住民からこの工事に充てています。等々で124万1,000円というような数字が出ております。その140万7,000円の工事ですけども、これは主にアスファルトを削った後の分別しないといけないので、その追加に147万円を追加工事として終了後に契約をしてさせようかなということなんです。以上です。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

今、多分7ページの説明をしたと思うんですが、この部分というのは海淡施設建築確認申請手数料60万2,000円とありますけれども、これは工事を計画してやる場合には当初予算で入れるべきものではないんですか。工事が決まってから申請しているんですよね、これ。工事をやると決まったときには申請の仕様も計画しないといけないはずなんですけど、何でこれが補正、当初予算ではなく補正なんですか、それを教えてください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

確かにおっしゃるとおりでございます。当初予算でちょっと手違いで、そういう管理手数料は含んでなかったものですから、今回補正に上げています。どうもすみませんでした。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

これも、とにかく以前から予算を組むときには慎重にしないと、簡単に補正や何か月に1回、あるいは金額が少ないから通りますよみたいなことでは、仕事はちゃんとしなくても大丈夫ですよということになっているわけですからね。この当初に入れなければいいけれども、大事業ですよ、これ。それを申請するお金を忘れていましたでは通らないではないですか、逆に。簡単に補正が通るからということで、そういう

仕事をしていたら、皆さんの後輩も同じような仕事をしますよ。どうせ補正で通るんだったら予算も適当につけておくと、そういうことになりますよ、これは。今後はそういうことがないようにしてくださいよ。お願いしますよ。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第42号 平成23年度座間味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第43号 平成23年度座間味村下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

7ページです。歳出の部分。修繕費に207万8,000円。脱水装置・中継ポンプ等と書いてありますけれども、これはいつ故障して、いつ修理が必要になったんですか。その辺を教えてください。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

これは今年の5月あたりから、あるいは去年の暮あたりからのものもありますけれども、ほとんど、その1件がですね、まずその前に脱水装置がありますよね。最終汚泥のベルトがあって、それから乾燥機に入るところのベルト、脱水装置が壊れて、これは今年の10月に壊れて11月に修繕しました。役場前のマンホールもポンプが故障して、これは9月ごろに完成していますね。あと、それに伴う中継ポンプなんですけれども、これは放流水に行く前の2次処理があるんですよ。そこのポンプが故障して、これが去年の年末あたり、3月後に故障したものですから、それを修繕修繕しながらやって、直ったのは今年に入ってから直しています。ある程度応急処置をしながら見て、どうしても予算化しないとイケないものですから、その予算も厳しいものですから直し直ししながら修繕してまいって、今、ほとんどが大変申し訳ないけれども、もう完了しているところです。

○ 議長（中村秀克）

3番 金城善昇議員。

○ 3番（金城善昇議員）

午前中の私の一般質問の中で漁業組合の機械が経年劣化ということで話をしましたけれども、今、課長がおっしゃるように、これは去年の暮から故障し始まったというものであれば、何でも絶対だめになるとわかっていながら当初予算で組んで一気にやらなかったかという。ごまかしごまかしでやって、壊れて何日間も修理がきかなかつた場合には、その機械自体がとまってしまうと大変なことになるということはわかっていますよね。それに臭くなって溢れて、どうにもならない状態になりますよ。この脱水装置なんて今、そこを管理している、施設を管理したことがあるんですが、三カ所ともこの脱水装置というのはものすごく危ないと。とにかく予算化して何とかしないと、どうしようもないんだという話もしていましたよ。だから、去年そういう状態であれば、なんで最初から予算化をしていかないかということなんです。後から後からではまずいですよ。これは課長一人でやる仕事ではないですからね。補佐であったり、主任であったり、係長だったりいるわけですから、彼らにちゃんとした仕事をさせてくださいよ。予算化をどうしてもしたいというのであれば、総務が金がないと言ったら課長が交渉すればいいわけですよ。噛みついてでも。なぐり合ってもいいですよ、やりなさいよ、ちゃんと、これ。これも壊れたから、壊れたからやるという話じゃないですよ。壊れそう、もうとまったらどうにもなりませんよと。座間味は後ろに行ったら糞尿の臭いがするとなったら困りますよ、これ。こういうものが去年からであれば、最初年度初めに予算化をしてください、ちゃんと。後からではいけませんよ、これ。故障してからではいけません。故障する前に何とかするようにしてください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

修繕、この脱水装置に幾ら、中継ポンプに幾らというのがちょっと、その内訳だけ教えていただきたいんですが。

○ 議長（中村秀克）

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長（野崎 康）

ただいまの御質問にお答えします。脱水装置が207万8,000円のうち147万3,000円、中継ポンプが残り32万1,000円と役場前のマンホールが28万3,000円、合計207万8,000円というふうに内訳はなっています。

○ 議長（中村秀克）

5番 金城弘昭議員。

○ 5番（金城弘昭議員）

わかりました。下水道に関しては私もちょうど座間味のポンプ施設ですか、仕事で関わったものですから、このポンプは2基ついていますが、交互運転で作動するようになっていますけれども、ちょうどスタートしてもう何年ですかね。大分たっていますので、ちょうどこの耐用年数というんですか、その辺もしっかり調べて、多分、年に何回かは引き上げてゼッターで飛ばして、いろいろこういう管理をやればある程度の年数もつようになっていますので、その辺またこれから気をつけて、できるだけ金がかからないように管理のほうをひとつよろしくお願いします。阿嘉島もそうなんですけれども、慶留間島もそうなんですけれども、ぜひその辺の維持管理を頑張ってくださいと思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありますか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成23年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第43号 平成23年度座間味村下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第44号 平成23年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成23年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第44号 平成23年度座間味村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第45号 平成23年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「進行」と言う者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成23年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第45号 平成23年度座間味村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第46号 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

課長に少しだけお伺いしたいのですが、軽油の免税措置が3月までという話で、延長願いをしているのですが、いろいろな団体で。その場合に、どれぐらいの燃料のいわゆる支出の跳ね上がり、計算していますか。

○ 議長(中村秀克)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

およそ3,200万円。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

年間でクイーンさまみの燃料代が3,200万円アップするということですか。みつしまも含めて3,200万円支出がオーバーになるというわけですね。その対策はどう考えているのですか。

○ 議長(中村秀克)

野崎 康公営企業課長。

○ 公営企業課長(野崎 康)

この対策としては、もちろん最終的には入札の導入も考えないといけないと思います。燃料を。入札ですね。それと、船の運航体制も、まずこれからやらないといけないのではないかと、運行体制ですね。2便を1便にするとか、クイーンをね。あるいは冬場は欠航が多いから前みたいに週に何回か動かして、金、土、日、月曜日まで動かして残りは休むとか、そういう体制をやらないといけないのではないかなというふうな、検討委員会のほうでもいろいろこれはお話ししながら、早急にそういう対策をやっていきたいと思います。

○ 議長(中村秀克)

1番 大城 晃議員。

○ 1番(大城 晃議員)

石油の入札の話は置いておいて、今、免税リッター32.1円かな、免税されているんですよ。当然その分が3月までに、この軽油引取税が廃止になると32.1円分、リッター当たり上乘せされるので、それが3,200万円年間アップするということですよ。それは船舶に観光集客業務を、やはり新たに設置しな

いと、先ほどの話では減便とかスピードダウンとか、いろいろ方法が、いわゆる燃費節約のために方法があると思いますけれども、これも3月までですからね。今走っている法律は。もちろん、いろいろな団体でその延長をするように要請、請願しているんですけども、まだちゃんとした答えが出ていません。先ほど同僚議員が船舶課だけで悩まないで全庁体制で、悩み事解決に取り組んでほしいと言ったので、これもあえて業者も事業者も含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと、先ほどの課の設置条例ではないですけども、観光集客業務も頑張ってください。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩いたします。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第46号 平成23年度座間味村航路事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第47号 平成23年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 平成23年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第47号 平成23年度座間味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 発議第12号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書についてを議題といたします。

発議第12号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第12号は提案理由を省略することに決定しました。

発議第12号

平成23年12月16日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会

議員 大城 晃

賛成者 座間味村議会

議員 金城勝英

消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書

上記の議案(意見書)を別紙のとおり、座間味村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書

戦後66年、いま、66歳以上の高齢者は、相次ぐ年金制度の改悪により、生計が成り立たない状況に追い込まれています。とりわけ3.11の東日本大震災の被災地では、高齢者が大変な苦しみを強いられ、劣悪な環境のなかで生命さえ脅かされています。ただでさえ少ない年金額を引き下げたり、定年制の引き上げの伴わない年金支給開始年齢の引き上げ等は断じて許されません。

世界でも例のない25年という長期間の保険料納付義務が多数の無年金者を生み出しています。月額10万円以下の無年金・低年金高齢者は全国で1300万人にもものぼります。とりわけ沖縄県の高齢者は、アメリカの占領支配下で生まれた「本土との格差」問題、すなわち、年金制度が沖縄県で摘要されたのは本土におくれること9年後でした。そのため、国民・厚生年金では「沖縄復帰特例」が実施され、年金保険料の追納が可能でした。しかし、この時期に追納できなかった県民が15万人にもものぼります。この人たちは、現在、無年金、低年金者となっています。沖縄の65歳以上の無年金者は、約3万人で65歳人口の13%を

占め、全国平均の3倍近いものです。家族のあり方が変わり、経済も悪化しているなかで、高齢者は文字通り追い詰められています。

国連は2001年日本政府に対して、公的年金制度の中に最低保障年金をつくるよう勧告しました。また、国内では指定都市市長会が2005年7月、「無拠出で、一定年齢で支給する最低年金」の創設を提案し、さらに、全国市長会も2006年1月に最低保障年金制度を含めた年金制度の検討を国に要望しました。1日も早く、現在の無年金。低年金者にも適用する最低保障年金制度をつくることが求められています。その財源は、5兆円近い軍事費やムダな大型公共事業費を削り、大企業や高額所得者、大資産家への適切な課税等によって財源を生み出し、高齢者や低所得に最も負担が重くのしかかる消費税によることは絶対に避けるべきです。

以上の趣旨から、政府に対して、下記事項の実現を要望します。

記

1. 年金の引き下げと、年金支給開始年齢の引き下げをしないこと。
2. 無年金一定年金への緊急措置として基礎年金の国庫負担分3.3万円をただちに支給すること。被災地では、年金を毎月支給すること。
3. 年金受給者資格期間25年を10年に短縮すること。
4. 消費税によらない最低保障年金制度を1日も早くつくること。

平成23年12月16日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣

これから発議第12号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第12号 消費税によらない最低保障年金制度の実現を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第13号 田中聡前沖縄防衛局長の発言に抗議し、環境影響評価書の提出の断念を求める抗議決議についてを議題といたします。

発議第13号は会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第13号は提案理由を省略することに決定しました。

平成23年12月16日

座間味村議会

議長 中村秀克 殿

提出者 座間味村議会
議員 金城善昇
賛成者 座間味村議会
議員 金城弘昭

田中聡前沖縄防衛局長の発言に抗議し、環境影響評価書の
提出の断念を求める抗議決議

上記の議案（抗議決議）を別紙のとおり、座間味村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

田中聡前沖縄防衛局長の発言に抗議し、環境影響評価書の提出の断念を求める抗議決議

去る11月28日、沖縄防衛局の田中聡前局長は、報道陣との懇談会の席で、普天間飛行場代替施設事業に係る環境影響評価書の提出時期を明言しない理由を問われたことに対し、「これから犯す前に犯しますよと言いますか」と性的暴行に例えた発言をしたことが報道で明らかになった。

非公式の席とはいえ、沖縄における防衛省のトップである沖縄防衛局長が、このような暴言とも言える人権感覚を欠いた発言をしたことは、県民と女性を侮辱し愚弄するもので、誠に許しがたい言動である。

沖縄は、国土の面積でわずか0.6%に過ぎないのに、今もなお74%の在日米軍基地が集中させられている。そして県民は、米軍基地があるがゆえに、米兵による少女暴行事件や県民の尊い生命が奪われた事件・事故など、筆舌に尽くしがたい苦しみと痛み、そして人権疎踊を戦後66年間も強いられている。

同前局長は既に更迭されたとはいえ、今回の発言は、県民感情を逆なでするだけでなく女性の人権を無視し、人間の尊厳を踏みにじるものであり、到底看過できるものではない。

さらに、政府は、謝罪し更迭した直後にもかかわらず環境影響評価書を提出すると明言しており、今後も沖縄に基地を押しつける政府・官僚の本音が見え、沖縄蔑視と差別意識を露呈しており、到底許されるものではない。

よって、本会は、怒りを込めて田中聡前沖縄防衛局長の発言に強く抗議し、防衛大臣の責任を明確にするとともに、環境影響評価書の提出を断念することを強く要求する。

以上、決議する。

平成23年12月16日

沖縄県座間味村議会

あて先

内閣総理大臣

防衛大臣

内閣官房長官

沖縄及び北方対策担当大臣

これから発議第13号 田中聡前沖縄防衛局長の発言に抗議し、環境影響評価書の提出の断念を求める抗議決議についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって発議第13号 田中聡前沖縄防衛局長の発言に抗議し、環境影響評価書の提出の断念を求める抗議決議については、原案のとおり可決されました。

これで、本定例会の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって平成23年第4回座間味村議会定例会を閉じます。

閉 会 (午後3時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 金 城 弘 昭

署名議員 宮 里 清之助